

# 研修の趣旨説明・虐待対応状況 調査報告

---

**片 桐 公 彦**

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課  
地域生活支援推進室 虐待防止専門官

## 本研修の趣旨①

- 「障害者虐待防止と対応の手引きの」については今年度リニューアルを行いました。
- それを踏まえて、研修の内容についてもリニューアルされており、本研修は手引きの内容に沿ったものになっています。
- 各都道府県の研修実施におかれては、障害者虐待防止法の趣旨や法律の内容、特に手引きの内容について、講義、演習で受講生に伝えていただくよう、お願いいたします。

## 本研修の趣旨②

### 共通

- 障害者虐待防止法の趣旨、基本的な法制度の理解。
- 障害当事者の理解、権利擁護についての理解。

### 行政

- 養護者、障害者福祉施設従事者、使用者それぞれの障害者虐待の防止、対応における行政の役割(事実確認、虐待判断、対応計画の作成、関係等)を理解する。
- 養護者支援、施設虐待の改善指導・助言、使用者虐待の関係機関との連携や報告について理解する。

### 障害者福祉施設等

- 障害福祉サービス事業所の責務、使命の確認
- 障害者虐待を発見した場合の通報徹底の重要性を理解する。
- 虐待防止は組織的な取組が重要であることを理解する。

## 法施行後の状況

### 平成30年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省では、平成30年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。このほど、全国的な状況に関する調査結果がまとまりましたので公表します。

#### 【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待 (参考)都道府県労働局の対応	
			虐待判断 件数	被虐待者数
市区町村等への 相談・通報件数	5,331件 (4,649件)	2,605件 (2,374件)	641件 (691件)	541件 (597件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,612件 (1,557件)	592件 (464件)	/	900人 (1,308人)
被虐待者数	1,626人 (1,570人)	777人 (666人)		

(注1) 上記は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和元年8月28日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。

○障害者虐待対応状況調査について説明させていただきます。

○本調査は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」)が平成24年10月1日に施行されたことに伴い、平成30年度中(平成30年4月1日～平成31年3月31日)の相談・通報があった障害者虐待への対応等を把握するため、実施したものです。

○養護者又は施設職員等からの虐待に関する通報・届出件数、虐待判断事例数、自治体による対応状況等について、全国的に把握した調査結果である。この調査によって、全国の障害者虐待に関する実態及び傾向を把握するとともに、自治体における体制整備、対応状況について把握することが可能となった。また、調査結果によって得られた知見を今後の虐待防止策に生かすことが考えられます。

○調査結果の全体像については、中段の表の通り。

①養護者による障害者虐待については、

市区町村等への相談・通報件数が5,331件で15%の増加(+682件(過去最高))

一つ下の欄、市区町村等による虐待判断件数が1612件で

もう一つ下の欄、被虐待者数が1,626人。

なお、括弧書きは昨年度の数字です。

②続いて一つ右の列、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待については、

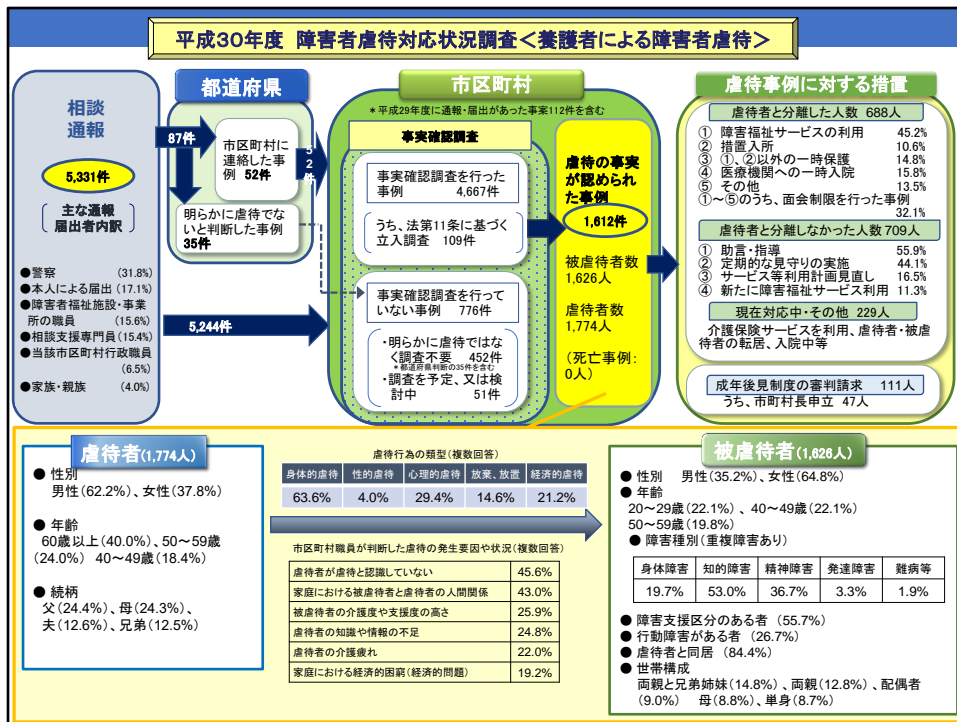
・市区町村等への相談・通報件数2,605件で10%増加(過去最高)、

・一つ下の欄、市区町村等による虐待判断件数が592件で28%増加

相談・通報に対する虐待の判断割合としてはほぼ横ばい。(判断件数としては過去最高)、

・もう一つ下の欄、被虐待数が777人。

③一番右側の列の使用者による障害者虐待については、令和元年8月に、雇用環境・均等局において既に発表済みの数字ですが、参考までに記載。



〇こちらのスライドは、養護者による障害者虐待の状況調査を一枚のスライドにまとめたものです。

〇養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、平成29年度から15%増加(4,649件→5,331件)。虐待判断件数については3.5%増加(1,557件→1,612件)

〇相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、昨年度から減少となっている。(平成29年度:33%(1,557/4,649)、平成30年度:30%(1,612/5,331))

〇相談・通報者の種別では、警察が32%(1,695件)、本人による届出が17%(914件)、施設・事業所の職員が16%(830件)、相談支援専門員が15%(821件)であり、これらが上位を占めています。

〇虐待行為の類型は、身体的虐待が64%と最も多く、次いで心理的虐待が29%、経済的虐待が21%、放棄、放置が15%、性的虐待が4%の順。

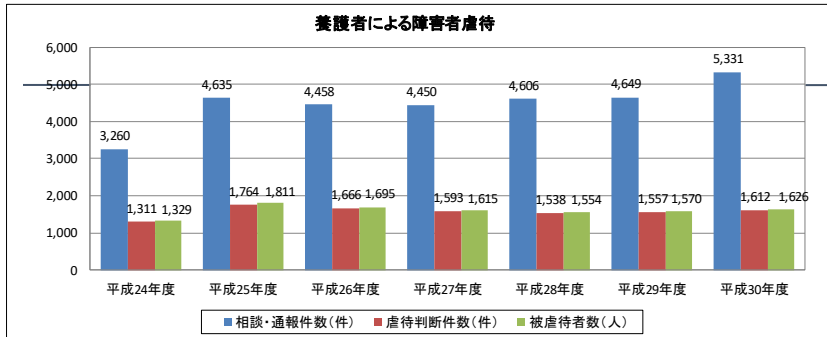
〇被虐待者の障害種別は、知的障害が53%と最も多く、次いで精神障害が37%、身体障害が20%の順。

〇虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、688人で全体の42%を占めていました。

障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・平成30年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は5,331件であり、平成29年度から増加(4,649件→5,331件)。
- ・平成30年度の虐待判断件数は1,612件であり、平成29年度から増加(1,557件→1,612件)。
- ・平成30年度の被虐待者数は1,626人。

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626

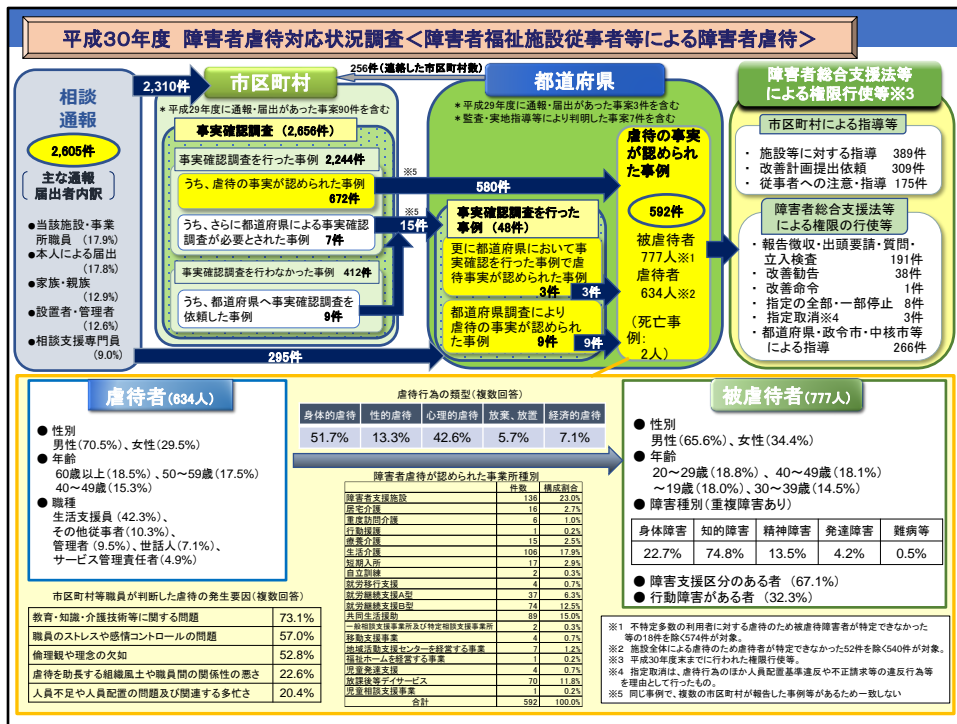


\* 平成24年度は下半期のみのデータ

○こちらは、「養護者による障害者虐待」のこれまでの経年のグラフです。(ちなみに平成24年度の数値は、法施行10月からの半年分の数値なので参考数値として捉えていただきたい)

○相談・通報の件数では、平成30年度は5331件で、過去最高となっています。

○虐待判断件数、被虐待者数は、平成25年度が最も多く計上されており、それ以降は概ね横ばいとなってる状況です。



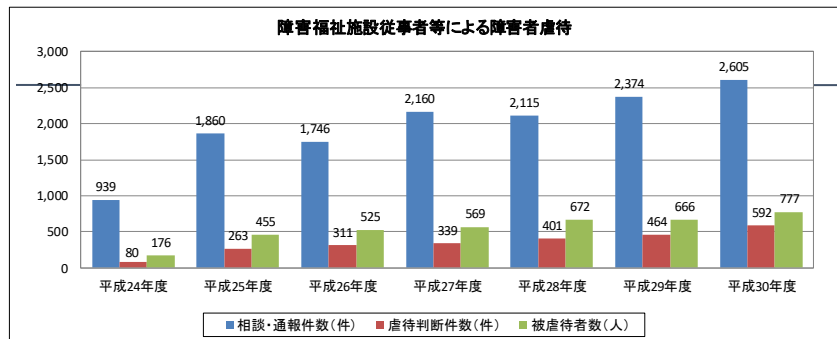
- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は、平成 29 年度から 10%増加 (2,374 件→2,605 件)。判断件数については 28%増加(464 件 →592 件)
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、増加となっている。(平成 29 年度:20%(464/2,374)、平成 30 年度:23%(592/2,605))
- 相談・通報者の種別では、当該施設・事業所職員が17.9%と最も多い。次いで、本人による届出が 17.8%、家族・親族が 12.9%
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が52%と最も多く、次いで心理的虐待が43%、性的虐待が13%、経済的虐待が 7%、放棄、放置が 6%の順。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が75%と最も多く、次いで身体障害が23%、精神障害が14%の順。
- 虐待者の職種は、生活支援員が42%、その他従事者と管理者が10%、世話人が 7%、サービス管理責任者が 5%の順。
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは 242 件
- 虐待による死亡事例は、2人。(平成29年度は0人)



障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・平成30年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,605件であり、平成29年度から1割増加(2,374件→2,605件)。
- ・平成30年度の虐待判断件数は592件であり、平成29年度から28%増加(464件→592件)。
- ・平成30年度の被虐待者数は777人。

障害福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777



\* 平成24年度は下半期のみのデータ

○こちらは「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」の経年グラフです。

○一番右が、平成30年度の数値ですが、調査開始以来、「相談・通報件数」「虐待判断件数」「被虐待者数」いずれも過去最高となっています。

○虐待行為は、当然のことながら許されるものではありませんが、傾向を分析してみると、「当該事業所の職員」と「設置者・管理者」が通報者の割合を合計すると30%を超えています。

○「虐待が発生した施設自らの通報」の割合が高くなってきており、事実確認にも正確に応じることから、結果として、虐待判断件数や被虐待者数が増加しているということも言えるのではないかと考えられます。

○もちろん施設における虐待が許されないことは当然ですが、重篤な虐待事案については、徐々にエスカレートして重篤な状態になるという指摘もあり、軽微な段階で虐待事案を通報することにより、障害者虐待の重篤化を結果的に防ぐという側面があると考えています。

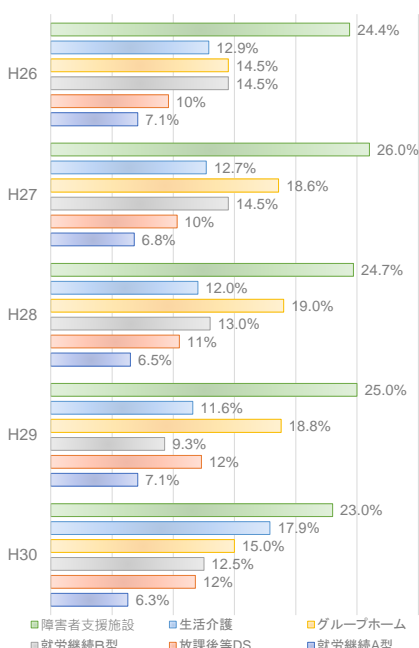
施設、とりわけ管理者や経営者には、次の2点をお願いしたいと思います。

- ①虐待を発見した場合は、小さな事案であっても隠すことなく通報すること。
- ②法人や事業所での障害者虐待の情報が管理者、経営者に伝わりやすい環境を整えること。

これをお願いします。

○障害者虐待の早期の通報は、虐待を受けたご本人だけでなく、事業所の職員に対して早い段階で改善する機会になりうるものであり、結果的に、管理者や経営者のためにもなることを、よくご認識いただければと思います。

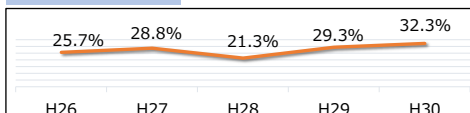
障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞（抜粋）



被虐待者の割合

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H26	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%

行動障害のある者の割合



発生要因の割合

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	H27	H28	H29	H30
教育・知識・介護技術等に関する問題	56.1%	65.1%	59.7%	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	42.0%	52.2%	47.2%	57.0%
倫理観や理念の欠如	43.9%	53.0%	53.5%	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.8%	22.0%	19.1%	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	23.0%	22.0%	19.6%	20.4%

○障害者虐待対応状況調査から障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の特徴的な項目について抜粋しています。

○特徴的なのは、前のスライドでも触れましたが、被虐待者の割合は圧倒的に知的障害者が多く、過去5年分の平均を見ても、約75%と、4分3は知的障害者です。

○これは被害にあっても、言葉にすることができなかつたり、被害の訴え方やその時の状況の説明が上手にできずに立証が難しいといった知的障害の障害特性が大きく反映されていると思われます。

○行動障害のある方の割合についても調査していますが、平均して27.5%と概ね3割程度は行動障害のある方が占めています。

○発生要因としては、調査開始後一貫して「教育・知的・介護技術の問題」がトップを占めております。

○障害者虐待が発生している施設別では「障害者支援施設」が常にトップであり、次いで「グループホーム」や「生活介護」が上位となる傾向が現れています。

○こうした傾向を踏まえると、行動障害のある知的障害の方が利用するサービスにおいて、支援技術が十分に備わっていない事業所では虐待のリスクが高まりやすいということが言えます。

○また報道事例や調査の傾向を見ますと、強度行動障害のある方については、骨折や長時間に渡る身体拘束、また最悪の場合には死亡に至るといった重篤な事案に発展しやすいことが分かります。

## 障害者虐待防止法施行後も続く障害者虐待の事案

### ○入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の容疑者を逮捕した。男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとみて慎重に調べている。県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚同施設を家宅搜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

### ○福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

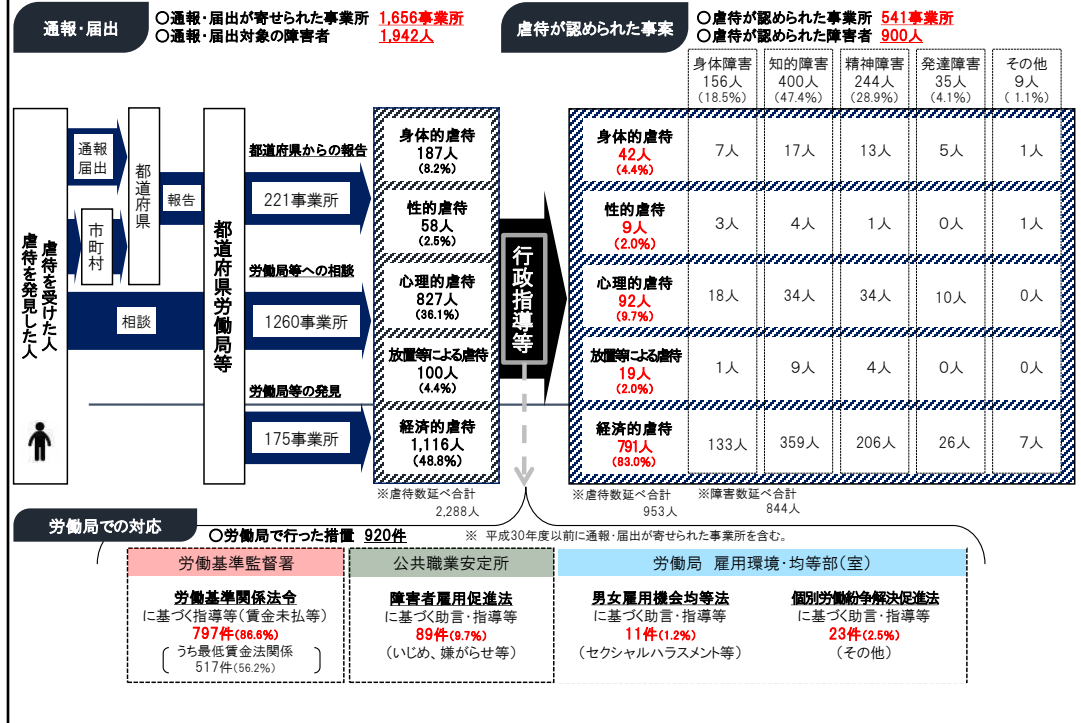
同園では、10年間で15人の職員が死亡した少年を含む入所者23人に虐待していたことが判明した。

### ○職員2人に罰金30万円の略式命令判決証拠隠滅の罪で

障害者支援施設で、入所者の男性が重傷を負い、職員ら2人が傷害容疑で逮捕された事件で、検察は暴行の内部調査書類を処分したとして、同法人職員2名を証拠隠滅罪で簡裁に略式起訴した。簡裁は2人にそれぞれ罰金30万円の略式命令を出した。起訴状によると、暴行事件の調査を担当した2人は共謀し、施設の事務室内で、暴行の目撃証言が記載された書面などをシュレッダーで廃棄し、証拠を隠滅したとされる。

○重篤な障害者虐待事案の報道がこれまでもされてきていますが、こうした重篤な障害者虐待事案の被害者の多くは行動障害の方が多いです。

## 平成30年度における使用者による障害者虐待の状況等



こちらは使用者による障害者虐待の状況になります。

○ 通報・届出のあった事業所数は前年度と比べ増加、通報・届出の対象となった障害者数は前年度と比べ減少。

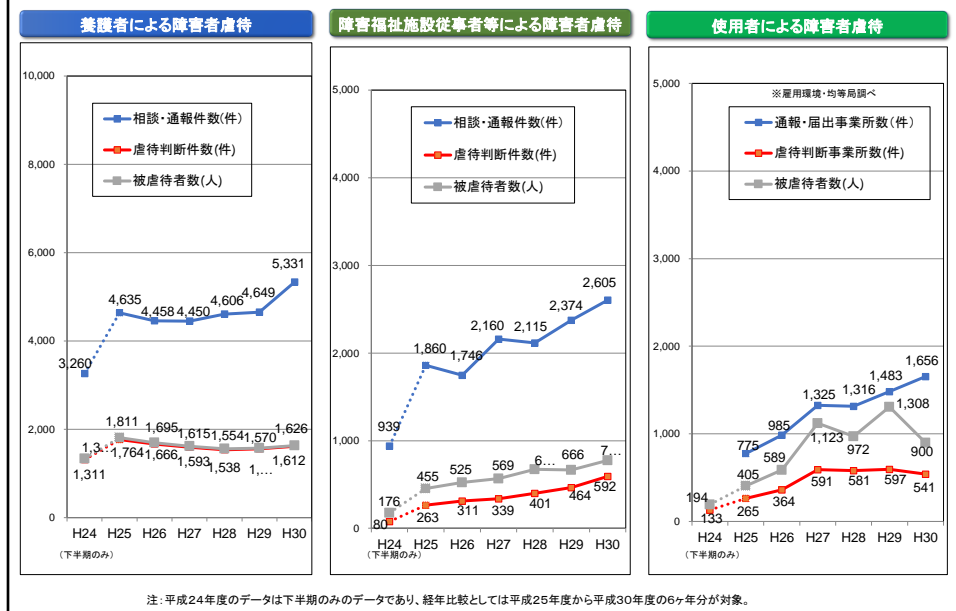
- ・通報・届出のあった事業所数 1,656事業所 (前年度比 11.7%増)
- ・通報・届出の対象となった障害者数 1,942人 (同 20.9%減)

○虐待が認められた事業所数は平成29年年度と比べ増加、虐待が認められた障害者数は前年度と比べ減少。

- ・虐待が認められた事業所数 541事業所 (前年度比 9.4%減)
- ・虐待が認められた障害者数 900人 (同 31.2%減)

○受けた虐待の種別では、経済的虐待が791人(83.0%)と最も多く、次いで心理的虐待が92人(9.7%)、身体的虐待が42人(4.4%)

## 障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較



(時間がなければ省略可)

(こちらは全国のまとめですが、各都道府県で独自に、経年比較表を作成してご説明いただいくのもよろしいかもしれません)

○このスライドは、養護者、障害者福祉施設従事者、使用者それぞれの、「相談・通報件数」「虐待判断件数」「被虐待者数」を経年比較したものになります。

○養護者、障害者福祉施設従事者、使用者、それぞれ、通報の件数は伸びているところです。

## 虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の類型	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条強制わいせつ罪、第177条 <b>強制性交等罪</b> 、第178条準強制わいせつ、 <b>準強制性交等罪</b>
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

等に該当することが考えられます。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思量するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。(なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないように配慮した対応が必要です。)

ここまでは、障害者虐待防止法の概要と、障害者虐待対応状況調査の報告をさせていただきましたが、ここからは「その他のトピックス」として、3つ、皆さんにお伝えしたい点をお話しさせていただきます。

(時間の関係で説明する時間がなければ省くか、もしくは、いくつかのトピックの説明だけでも良いです)

○一つ目は「虐待行為と刑法の関係」です。

○二つ目は「障害者虐待の早期発見と通報者の保護」です。

○三つ目は「身体拘束と障害者虐待」です。

○「障害者虐待と刑法」の関係について説明いたします。

○「刑法の一部を改正する法律が平成29年7月に施行されました。従来は、「姦淫」(性交)のみが「強姦罪」の処罰の対象とされていましたが、この改正により、罪名を「強姦罪」から「強制性交等罪」とし、性交だけでなく、口腔性交や肛門性交(以下「性交等」という。)についても、同じ罪として処罰することとされました。

# 刑法の一部を改正する法律の概要

施行期日：平成29年7月13日

- 平成26年10月～平成27年8月 「性犯罪の罰則に関する検討会」
- 平成27年10月9日 法制審議会に諮問(平成27年11月～平成28年6月：刑事法(性犯罪関係)部会で審議)
- 平成28年9月12日法務大臣に答申

## ① 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等(新法第177条、第178条2項、第181条等関係)

- ・強姦罪の対象となる行為を性交、肛門性交又は口腔性交(性交等)に改め、その罪名を「強制性交等罪」とする。  
※現行法は、「女子」に対する「姦淫」(膣性交)のみを強姦罪として重い処罰の対象としている。
- ・強制性交等罪の法定刑の下限を懲役3年から5年とし、同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限を懲役5年から6年とする。

## ② 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設(新法第179条等関係)

- ・18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を設ける。

## ③ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等(新法第241条等関係)

- ・強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は、その先後を問わず、無期又は7年以上の懲役に処することとし、その罪名を「強盗・強制性交等罪」とする。  
※現行法では、強盗が先行→無期又は7年以上の懲役(強盗強姦罪)  
強姦が先行→5年以上30年以下の懲役(強姦罪と強盗罪の併合罪)

## ④ 強姦罪等の非親告罪化(現行法第180条等関係)

- ・強姦罪、準強姦罪、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して、非親告罪とするともに、わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とする。

○また、従来は、被害者が女性に限られていたところ、被害者の性別を問わないこととされ、男性が男性に対して性交等をするこも「強制性交等罪」として処罰することとされました。併せて、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げる改正が行われています。

○この「強制性交等罪」を含む性犯罪については、被害のあったご本人にとって、告訴することが精神的負担になる場合があることを踏まえ、その負担を軽減するため、「非親告罪」(告訴がなくても起訴できる犯罪)とされたところです。

○これは、被害に遭っても、その事を自らが訴えることが難しい知的障害の方にとつては、大きな法律改正になっています。

○刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

○障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められますので、強制性交等罪(強姦罪)非親告罪化されたことは、特に行政関係者は押さえておいてください。

## 障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 **障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所**その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに**障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士**その他**障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた**と思われる障害者**を発見した者は、速やかに、これを市町村に**通報しなければならない。**

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による**通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。**

○2点目は「障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について」です。

○障害者虐待防止法の第6条第二項では「**障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所**その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに**障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士**その他**障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない**」と規定されています。

○この研修に参加されている方々は、この条文の対象になっている関係者であり、一般の方よりも、一段高い「障害者虐待の早期発見の努力義務」が課せられていることを、押さえておいていただきたいと思います。

○早期の発見は「**早期の通報**」と連動するものですので、先ほどもお話をさせていただきましたが、

- ・虐待を発見した場合は、小さな事案であっても隠すことなく通報すること。
- ・法人や事業所での障害者虐待の情報が管理者、経営者に伝わりやすい環境を整えること が重要であると考えています。

○さらに法16条では「**障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者**を発見した者は、速やかに、これを市町村に**通報しなければならない**」としています。

○第4項では「**通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。**」とありますが、**過去**、障害者虐待防止法施行後、虐待通報した職員に対して、施設側が損害賠償請求を行うという事案が発生しました。

○適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を



行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものです。

○特に、施設の設置者・管理者等は障害者虐待防止法の趣旨を認識するとともに、通報義務に基づいて適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等に対して解雇その他不利益な取扱いをすることがないよう、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について理解していただくことが大変に重要になります。

○都道府県研修では、この点を是非とも重点的にお伝えいただければと思います。

## 身体拘束等の適正化（平成30年度から）

○身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

≪身体拘束廃止未実施減算【新設】≫ 5単位/日

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
(身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き**、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

### (1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

### (2) やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明
- ③ 必要な事項の記録

○3つめは、身体拘束についてです。

○厚労省の基準の設備及び運営に関する基準では、「身体拘束等の禁止)」として、

・利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き**、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

・やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

としています。

○詳細についてはこの後の講義に譲ることとしますが、平成30年度の報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」を創設しています。

○対象のサービスはスライドの通りです。

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
  - その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
  - その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
  - なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
  - 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認が行われている点に留意願いたい。
  - これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
  - なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。
- 以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

○この減算の取扱いについて、各方面から解釈について問い合わせをいただきましたので、厚生労働省では、自治体向けにQ&Aを発売いたしましたので、ご確認ください。

○問い合わせが多いのが、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者に関する解釈です。

○肢体不自由の方については、車椅子上で安定した乗車姿勢を保持するために、理学療法士等のリハビリテーション専門職や介護職員が連携し、安全性かつ機能性を高める様々な工夫が欠かせません。この姿勢保持に対する工夫を「シーティング」といいます。

○その結果、ベルト類を装着して身体を固定する行為は適切な支援には欠かせないものであり、それだけをもって身体拘束と判断することは適切ではありません。

○むしろ、身体拘束と同等に対応することで装着・利用に制約が課せられ、QOL低下に繋がることもあります。身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断することが求められますので、ご留意ください。

○ただし、行動障害のある方等については、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束や行動の制限を行うことも考えられますので、ある程度、頻繁に状態、様態の確認を必要があると考えています。

○また、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することも押さえてください。検証されることなく、漫然と長期的に身体拘束や行動制限が行われることは、避けてください。



# 障害者虐待総論 ～成立までの経過、社会的意義～

---

手嶋 雅史  
相山女学園大学 人間関係学部

## 獲得目標

- 障害者虐待防止をめぐる経過や社会的意義、障害者虐待研修を効果的に進めるための姿勢などを理解する。

## 内容

- 1 成立までの経過
- 2 社会的意義
- 3 虐待対応の姿勢

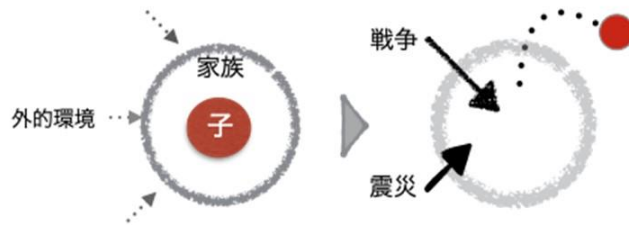
この講義はタイトルにありますように、障害者虐待防止法の成立までの経過と社会的意義を取り扱うものです。

しかし、虐待防止法を詳しく説明したり、障害者虐待対応手続きそのものを中心に据えた講義ではありません。

この講義では、行政の皆さんとご一緒に、担当者一人一人は障害者虐待とどう向き合うべきか、どのように取り組んだら良いのか、という点について考えてみたいと思います。

## 1 成立までの経過

# 1945



まちには戦災孤児や失業者があふれ、食糧を始めとする極度のモノ不足やインフレの中で、多くの人が戦災で焼け残ったわずかな品を売って飢えをしのぐ「たけのこ生活」を強いられた。

戦後70年の福祉の変化を見ていきたい

第二次世界大戦で、我が国は壊滅的な被害を被った。経済安定本部「太平洋戦争による我国の被害総合報告書」(1949(昭和24)年)によれば、空襲による建築物や家具家財などの消失等により、我が国は平和的国富の25%を喪失し、犠牲者は調査で判明した者のみで185万人余りに達した。国土は荒廃し、まちには戦災孤児や失業者があふれ、食糧を始めとする極度のモノ不足やインフレの中で、多くの人が戦災で焼け残ったわずかな品を売って飢えをしのぐ「たけのこ生活」を強いられた。衛生状態も極度に悪化し、伝染病が蔓延したが、医薬品、医療施設、医療従事者も不足していた。

平成8年厚生白書



# 1970

## ノーマライゼーション

normalization

社会的支援を必要としている人々（例えば障害のある人たち）を「いわゆるノーマルな人にする」ことを目的としているのではなく、その障害を共に受容することであり、彼らにノーマルな生活条件を提供すること。」(N.E.Bank-Mikkelsen)

国連が障害者の人権に対して取り組み始める

## 1975 障害者権利宣言

他方 1970年代から諸外国での入所施設における様々な課題が家族や当事者から明らかとなり始める。

バンク・ミケルセン ノーマライゼーションとは人権そのものであり、社会的支援を必要としている人々（例えば障害のある人たち）を「いわゆるノーマルな人にする」ことを目的としているのではなく、その障害を共に受容することであり、彼らにノーマルな生活条件を提供すること」 1976年 ミケルセン論文

ミケルセンが推進力となって作られた1959年法は、ノーマライゼーションという言葉が世界で初めて用いられた法律。

それまでの諸外国での障害者施設の様子は様々な形で報告されているが、もっとも知られているのは1966「Christmas in purgatory」 Burton Blatt著 日本訳で「煉獄のクリスマス」という写真エッセイ集がある。

Googleスカラーで「Christmas in purgatory」 Burton Blatt著 を検索すれば書籍が確認できます。

そして国連は1975年に障害者権利宣言を打ち出します。



## 1977 川崎バス闘争

傍迷惑なことはするな!分をわかまえる障害者のくせにと言った発言が当時の映像にも残っている

我が国の歴史で弱者とかマイノリティーと被害者と言った座にいて申し訳なさそうにしているぶんには周りは優しい目を向ける。しかし、おかしいものをおかしいと言い始める途端にプロ障害者みたいに言われる。



日本では  
青い芝の会  
自己決定と自己選択

ノーマライゼーションとは人権そのものであるという主張を1997年 青い芝の会のメンバーは川崎バス闘争という社会運動で社会に訴えた。

# 1980

1981 国際障害者年  
1982 障害者に関する世界行動計画

# 1990



1981年 国連の世界的キャンペーン 国際障害者年では「完全参加と平等」がうたわれた。  
その後、地域で当たり前誰かが暮らせるための環境整備も動き出します。  
1994年ハートビル法 2000年バリアフリー法 2006年にはあわせて新バリアフリー法となります。

# 2005

## 障害者虐待防止についての勉強会

### 第一回次第

平成17年2月18日(金) 18:00～20:00  
厚生労働省社会・援護局第2会議室(4階)

- 野沢和弘さんの資料 別紙資料
- 参考資料(障害者等虐待に関する資料)
  - 1 障害者自立支援法案について
  - 2 施設内における虐待の状況
  - 3 児童虐待について
  - 4 苦情解決について
  - 5 地域福祉権利擁護事業について
  - 6 成年後見制度について
  - 7 障害者権利条約について
  - 8 人権擁護法案について
  - 9 高齢者虐待防止について

<https://www.wam.go.jp/トップ> > 行政情報 > 過去の行政情報 > 障害者福祉>調査研究・報告等 > 障害者虐待防止

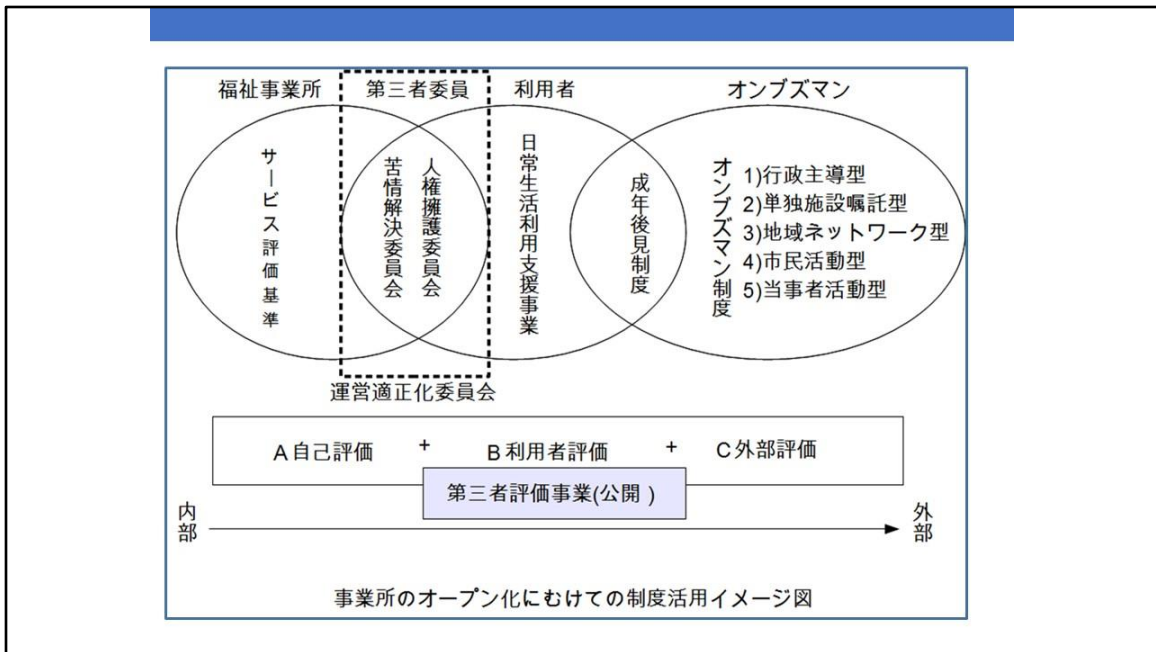
日本の社会も、障害者が地域で当たり前暮らせるための環境整備を進め、障害者福祉をリハビリ・訓練・治療から人権問題へとシフトが進んでいると誰もが思っていた矢先に「障害者虐待」という人権侵害が大きな社会問題となります。

障害者の虐待問題に国は初めて正面から向き合ったのが2005年開催の「障害者虐待防止についての勉強会」です。

ここで配布された野澤さんの資料は虐待防止方が成立する経過を理解するための虐待案件とその背景が記されています。

<https://www.wam.go.jp/wamappl/bb15GS60.nsf/vAdmPBigcategory50/49256FE9001AD94349256FAF00282334?OpenDocument#>

毎日新聞さん資料 + 施設内虐待の状況は成立までの経過解説の資料として活用推奨します。



第一回 障害者虐待防止についての勉強会 で参考資料として障害者等虐待に関する資料にある

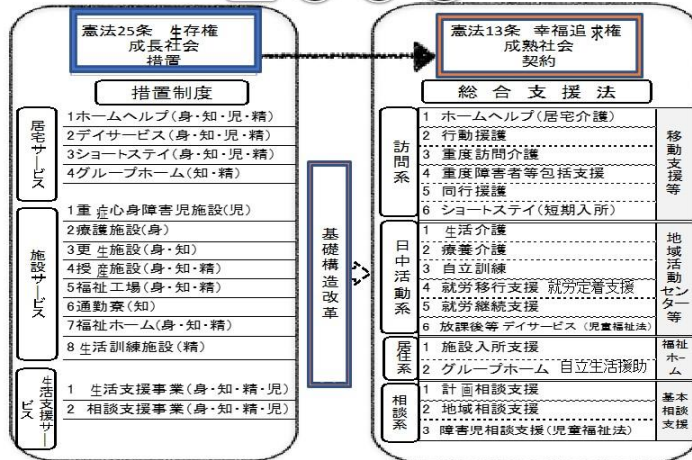
\* 苦情解決

\* 地域福祉権利擁護事業（現在：地域生活自立支援事業）

\* 人権擁護案

イメージ図はこのようなものででした。

# 2006



障害者の福祉課題 → 障害者の人権問題

この仕組みを使うための福祉サービスも同時に変化しています。

そのため、情報の「非対称性」を補い、契約時の不利益がおきないように、また幸福追求権を保障するために

先程の苦情調整や運営適正委員会、第三者評価、成年後見制度が整備されているといえるでしょう。

# 2006

## 障害者権利条約と国内法整備



障害者総合支援法が始まる2006年に国連は「障害者の権利条約」を採択しました。

その後、批准するまでの国内法の整備の経過を概観します。

2011年東日本大震災直後に障害者虐待防止法は成立し、翌年2012年に施行されました。

今年で8年目を迎えます。

(参考)

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置

が講ぜられるものとする旨が定められた。

平成23年6月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行

\* 全都道府県で「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、合わせて全市町村が単独 又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

3

## 法の目的(趣旨)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重大であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

こういった経過から 当然、虐待防止法の趣旨は障害者の人権擁護が中心に置かれています。



## 2 社会的意義

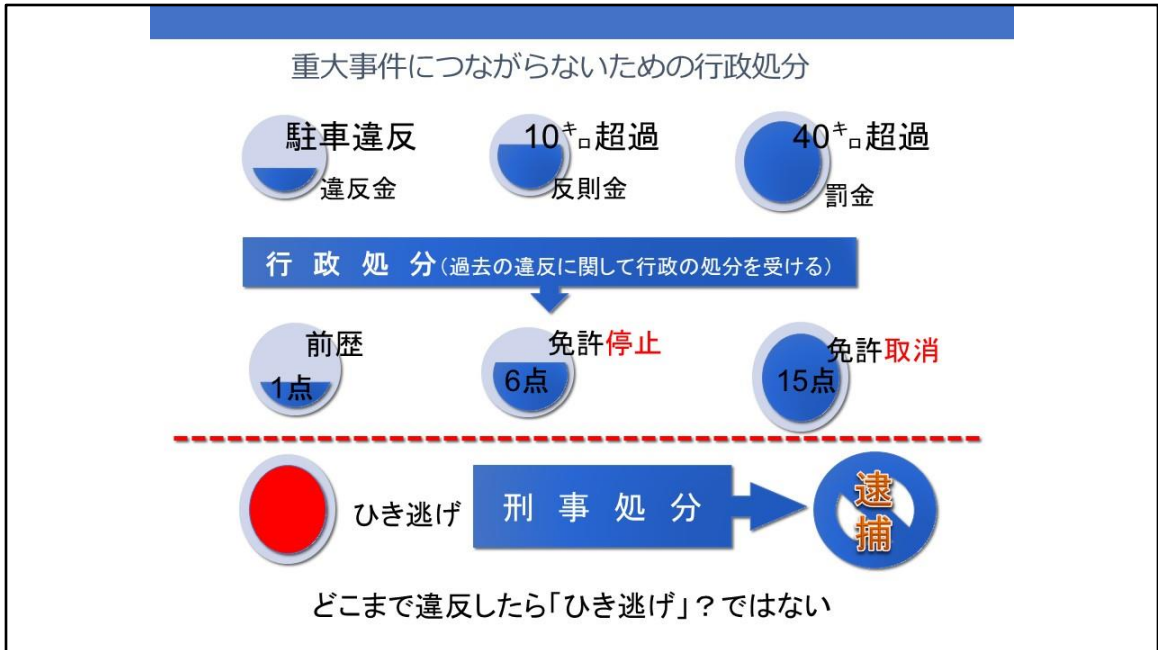
- 虐待に行政が対応できる!
- 虐待の目を摘むだけではなく 求められる支援の萌芽を生み出せる。
- 権利利益の擁護に役立つ。

虐待防止法の趣旨は障害者の人権擁護が中心に置かれています。  
そのためこの法律の社会的意義は以下の3点であると考えます。

国等の責務・・・「しつけ・教育・訓練・治療といった中で起きる虐待(人権侵害)に行政が対応できることとなった」

支援のための措置・・・「悪い奴を見つけ出すのではなく、虐待やその芽に気付けるように背中をそっと手を置き支援につなげる」。このことにより虐待の目を摘むだけではなく 人権擁護の萌芽を生み出すことが期待されます。

障害者の権利利益の擁護・・・「包摂性のある街づくり(共生社会の実現)を具現化する」

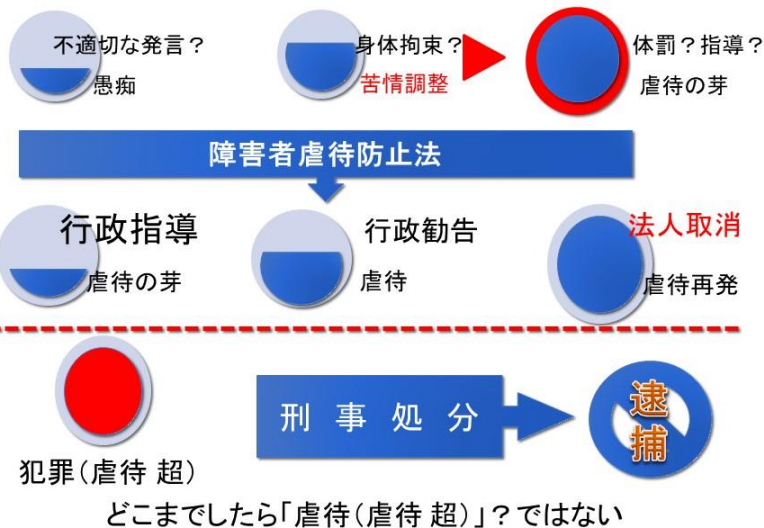


三つの社会的意義を交通違反の事例でここでは解説してみたいと思います。

点数方式は〇点減点ではなく**累積〇点**であり、その累積点数が一定の基準点数を超えた場合に行政処分が下される。→違反に対する指導

「交通事故があったときは、当該車両等の運転者その他の乗務員（中略）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない」→事故に対する措置  
 行政処分とは過去の違反に関して行政の処分を受けることで免許の停止と免許の取り消しの2種類ある。

## 虐待を犯罪にさせない事前改善措置



つぎに、交通違反の事例を、虐待の芽（苦情等の訴え含め）に対しての行政指導が虐待防止に生かされ、支援につながっていくことが虐待対応に置き換えて説明をしたいと思います。

### 3 虐待対応の姿勢

- ① 犯人探しより(組織の)ベクトル確認。
- ② ヒューマンエラーの分類別に対応。
- ③ フォアボールより空振り三振。
- ④ 解決はルービックキューブ型。

障害者虐待防止は障害者の権利利益の擁護に役立てる行政の目標が定められています。どの虐待類型を取り上げても防止することは決して容易ではありません。すこしずつ現状を改善してみたところで到底皆さんの在任期間中の達成には間に合わないでしょう。

だからこそくりかえし「基本的」な取り組みが必要とされています。

丁寧で諦めない対応が求められています。

ちょっと考えれば思いつくようなそんなレベルの変化が求められているわけではないのです。

障害者虐待にどう取り組むべきか本講義のスタンスは明確です。

私たち一人ひとりが権利利益の擁護に取り組む、興味関心問題意識は必ず障害者虐待防に繋がります。

障害者虐待防止は包摂性を前提としますから逆に繋がらなかつたらおかしいんです。

みなさん自分ごととして取り組みましょう。

そしてそこに障害者虐待防止の措置対応を乗せるのです。

ここでは

様々な切り口で、虐待対応への向き合い方(姿勢)を皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

1は社会学からの切り口(社会システム論の内部的作動における秩序維持からいわゆるグレーゾーンを見ていきます)

2は安全学からの切り口(ヒューマンエラーから虐待行為を見ていきます)

3は認知心理学からの切り口(信号検出理論から苦情の通報等の対応感度を見ていきます)

4は行政学からの切り口（インクリメンタリズムから認定後の事業所等への行政指導を見ていきます）

ちなみにインクリメンタルの説明にはプログラミングでアブソリュート指令とインクリメンタル指令の違いで説明する方がわかりやすいので具体事例はプログラミング解説に寄せています。

どの分野も私は素人です。おかしい解釈で説明してしまっていることがあるかもしれません。

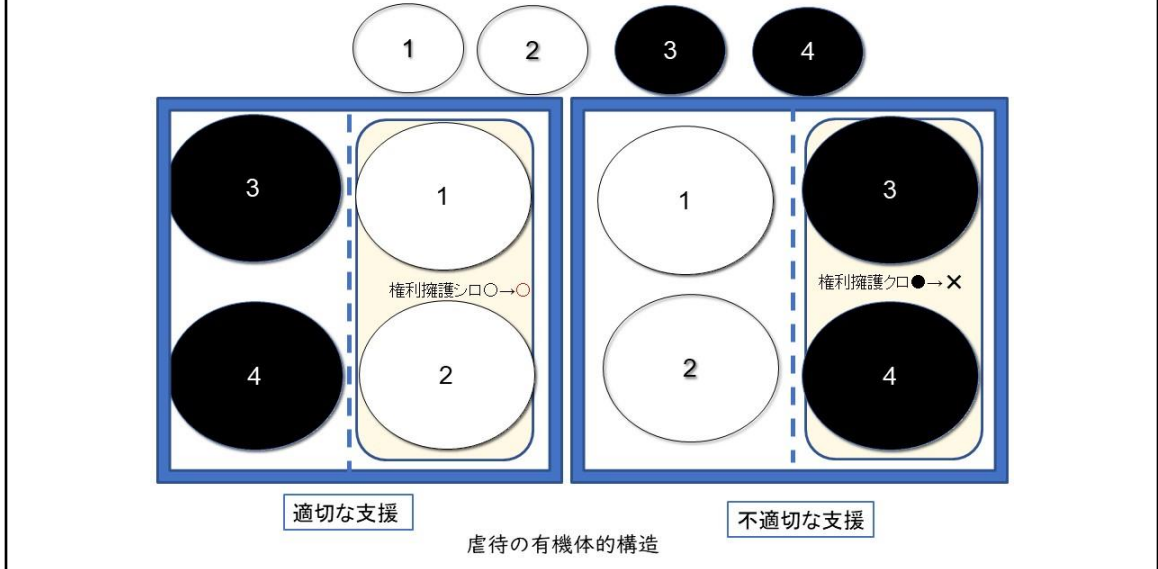
ですので、ぜひみなさんと一緒にこんごは幅広く関連分野の専門家にご協力いただきながら、多くの方に人権問題に関心を持っていただき、ご意見やご指摘を重ねて研修が発展させていただくようご協力よろしくお長いします。

この試みは専門家の知見を集め、おおくのひとが自分ごととして人権問題に取り組んでいけば、前に進むと思うからです。

これでおわります。

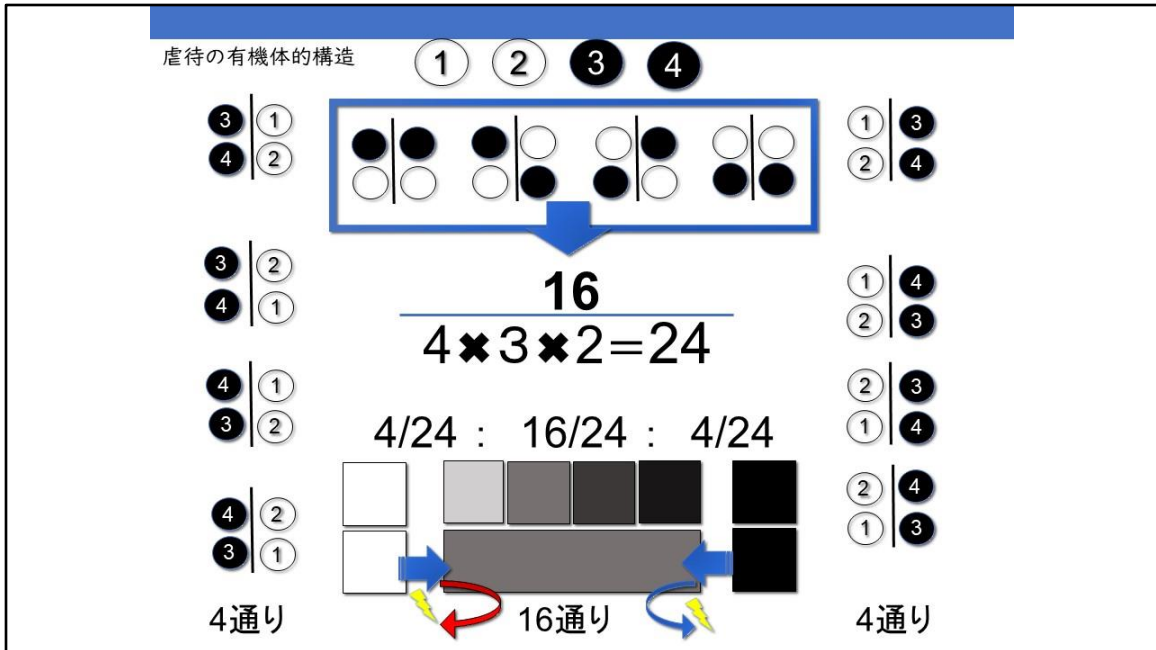
手嶋（この機会をいただきましたことに感謝）2020年4月

① 犯人探しより(組織の)ベクトル確認。



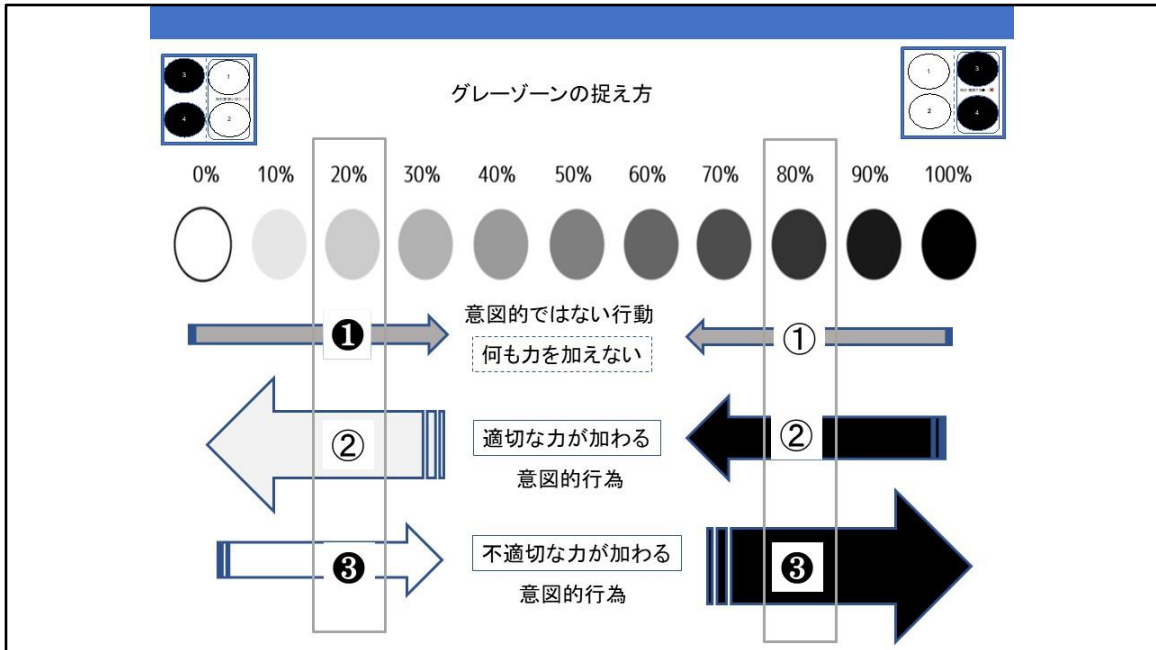
1は社会学からの切り口（社会システム論の内部的作動における秩序維持からいわゆるグレーゾーンを見ていきます）

最も単縦な例で 適切な支援（白玉1と白玉2）・不適切な支援（黒玉3と黒玉2）があったとする。



このとき 「場合の数」の多い（生起確立高い）ランダムという「状態」はエントロピーが相対的に高い（無秩序）状態を表します。ですから離れてみればグレーに見えます。逆に言うと「場合の数」が少ない「状態」はエントロピーが相対的に低い→このことを「相対的に秩序立っている」という

どこからが黒たと悩むことは無駄かも！  
 白や黒だと言う確率はかなりの力が働かないと生起しません  
 その「力」が白に向かうものか黒に向かう力なのかでは全く意味が変わりま  
 す。だから白に向かう力を強めないといけない。どこまでがなんて言う発想  
 はその力が足りていません。そ  
 んなこと言っていると多くの部分がじわじわグレーにもどっていきます。



エントロピーが相対的に高い状態はランダム（グレー）に見える中心の無秩序状態です。

左右に離れれば離れるほどエントロピーが相対的に低く白か黒にまとまりある意味秩序たってきます。

どこの危険域にいるのかという視点だけでは、改善支援判断は難しいのです。

その組織等のベクトルがどこに向かっているかまた個人のベクトルの力への耐性差をそれぞれ確認することが重要だからです。

同じパーセントのゾーン域の位置でも取り組む内容は全く変わるということです。

たとえば緊急対応ができていなかった場合

20%グレー③と80%グレー②では質的対応が変わります。ベクトルの力の向きが違うからです。個人のベクトルの力への耐性差も大きく違うのかもしれません。

認定のための判断チェックシート等の限界はここにあるのとおもっています。量的は測れても質的に把握できていない場合の困難さです。

そういった意味でグレーゾーンの捉え方は有機体構造の内部的作動における秩序維持としてみた方がいいと思います。



## 整理

### 事業所等で虐待が起きる理由

- (1) 体罰を**悪い**と思っていない
- (2) 体罰との**認識**がない
- (3) 体罰はいけないと思っても**してしまう**
- (4) なぜ繰り返すのか
  - A **発覚**しない
  - B 職員が**内緒**にしている
  - C 上司に伝えても**改善**されない

時間があれば 確認作業として

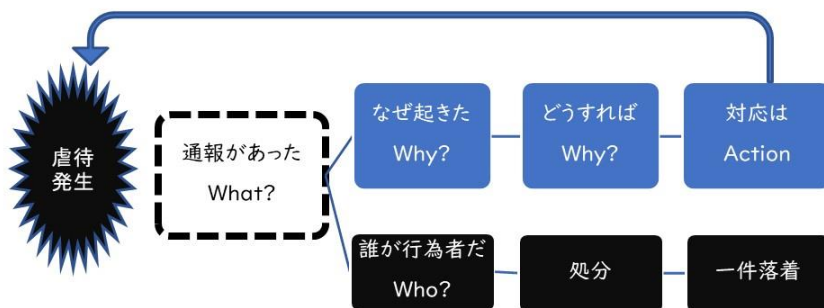
2005年勉強会資料でグレーゾーンとベクトルの力を見ていきましょう。

- (1) 悪いと思っていない

## ② ヒューマンエラーの分類別に対応

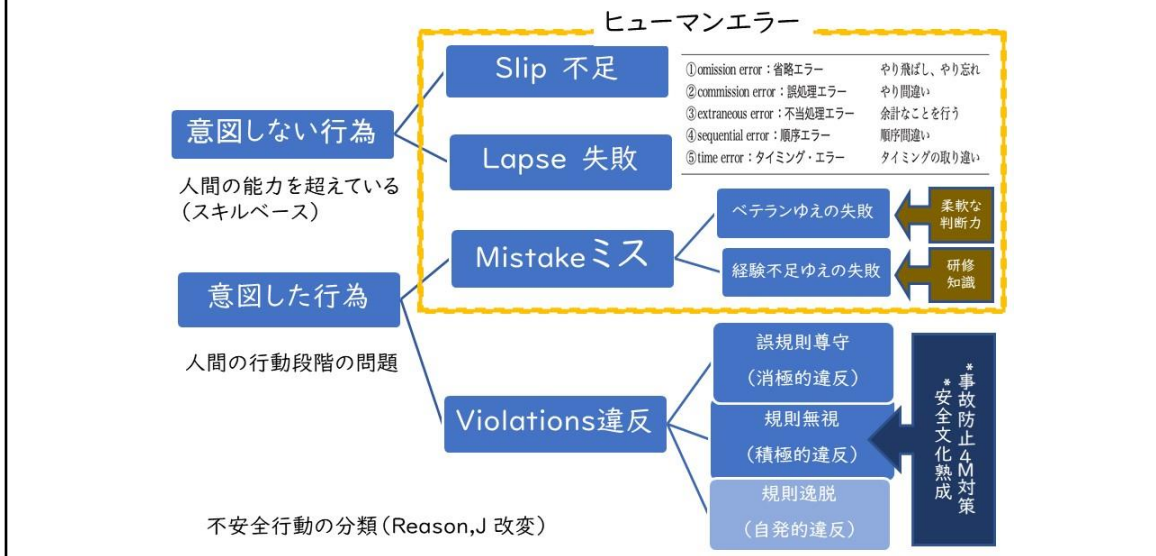
### 墓石安全から事前対応へ

虐待が起きると犯人探し？



墓石安全とは犠牲者が出て（墓石が立って）初めて対策が施されること（再発防止）。墓標安全ともいう。航空業界などで「墓石安全から予防安全へ」といったスローガンで使われることがあります。

## ② ヒューマンエラーの分類別に対応



2 は安全学からの切り口 (ヒューマンエラーから虐待行為を見ていきます)

ハイン リッヒの法則 (1931) にて指摘される不安全行動とは、事故に繋がり得る安全でない行動全てを示します。

そして事故等に至らなかった情報 (インシデント) を300件収集し、(1つの事故に29のきっかけになる事故があり合計330件を扱う) 重篤な事故に至る前に「危険源」を見つけて改善することが重要視されている。

しかし現代の高度情報化社会では特に航空、原子力難度の高い安全性が求められる分野では当てはまらなくなっています。福祉分野でも人間のミスに330のインシデントで防止できるとは到底考えられません。

一方、ジェームス・リーズン (1990) はヒューマンエラーとは計画された一連の精神的または身体的活動が、意図した結果に至らなかったものであり、これらの失敗には、他の偶発的事象の介在が原因となるものを除くとされています。

つまりヒューマンエラーとは「人間に要求される機能と実際に人間が果たす機能との間のズレによって生じ、その結果が何らかの形でシステムに悪い影響を与える可能性のある人間の過誤である」と定義されています。

不適切支援や虐待行為はヒューマンエラーの定義に該当するといえます。

注意してみておきたい点があります。

1) 要求されている機能が人間の資質を超えている→システムにより定義された許容範囲

2) 人間が要求される機能を果たさない時 →意図した結果が得られない場合・・・

すなわち、エラーというものはあくまで「相対的」なものを指しているのです。絶対的なエラーそのものを指しているのではないということです。

つまりヒューマンエラーとは人間が起こすエラー全てを指しているのではないのです。

人間にはエラーはつきものです。

では、障害者虐待のような重大な事件であったとしても虐待行為に何らかの偶発的事象の介在が原因につながっているとは到底考えられません。

したがって、エラーが生じにくい環境整備が必要です。

しかも意図しない行為の段階の不適切支援対応と意図した行動の段階の虐待（ミステイク）への対応、そして犯罪に至る行為の対応をしっかりと考え準備しておくことが重要だと思います。

そのためには労働災害との分野で進んでいる不安全行動の対応を参考にしていくことは十分効果のあることかと思えます。

スリップとは計画（ルール）は正しかったが失敗した

ラプスとは実行途中で計画（ルール）を忘れてしまった（途中で別の指示を受けて最初の業務を忘れる）

ミステイクとは正しく実行はできたが計画（方法）自体が間違っていた。

事故防止4M対策とは1) 人間関係 Men 2) 機械（環境）Machine 3) 媒体Media 4) 管理Management

安全文化熟成にも四つ 1) 報告する文化 2) 正義の文化 3) 学習する文化 4) 柔軟な文化

また芳賀は、意図した不安全行動を「本人または他人の安全を阻害する意図をもたずに、本人または他人の安全を阻害する可能性のある行動が意図的に行われたもの」と定義し、

リスクテイキング行動（あえて危険をおかす）として明確に区別しています。

さらに不安全行動には、規則違反とリスクテイキング行動(危険な状況下でその危険を意図的に受容する行為)の2種類があるという定義もあります。

厳密に言えば、前者には虐待のような法令違反、後者には未通報行動も含まれるが、不安全行動という観点であれば、両者の概念や生起要因は近いといえるでしょう。

例えば、違反やリスクテイキング行動は、危険の発見や予測に関わる能力である危険感受性（ハザード知覚ともいう）の観点や、

時間や手間の省略といった行動により得られるベネフィット(利得)に対する

認識の観点から論じることが有効かもしれません。  
まだこの分野での虐待防止を不安全行為として研究されていないため今後  
様々な研究が進むことを期待しています。

### ③フォアボールより空振り三振

	相談・通報	虐待認定	非該当	合計
A自治体	虐待の内容	20	5	25
	不適切の内容	15	10	25
B自治体	相談・通報	虐待認定	非該当	合計
	虐待の内容	16	9	25
C 権利利益 の擁護	相談・通報	認定	非該当	合計
	虐待の内容	ヒット	見逃し三振	25
	不適切の内容	空振り三振	フォアボール	25

3は認知心理学からの切り口（信号検出理論から苦情の通報等の対応感度を見ていきます）

このA自治体での虐待認定は的確なのであろうか。虐待の内容に注目すると、25回中20回も認定している。

確率で言えば80%の確率で虐待を認定しているので積極的だと言えるかもしれない。（ストライクゾーンの打率8割バッターだ）

しかし、不適切の内容に注目すると、25回中15回も不適内容までを認定している。一般的に確率でいえば60%の確率で間違っただ判断される。（ボール球にてを出して6割空振り三振だ）これでは、A自治体の判断が的確と言いきることはできない。このように、片方の通報のみに注目していたのでは間違っただ推論をしてしまう恐れがある。したがって、A自治体の認定を評価しようと思ったのであれば、どちらの通報も考えなければならない。

ところで、その自治体を虐待認定の的確性という一つのパラメータで記述してよいものであろうか。ここにB自治体も参考にして、先ほどと同様の確認を行った結果が下記の通りだとする。

虐待の話に注目すると、64%の確率で虐待を認定している（ストライクゾーンの打率6割バッターだ）

、A自治体よりも虐待認定は積極的ではない。不適切の内容に注目すると、44%の確立で虐待認定の判断をしていて、(ボール球の空振り三振を4割に抑えている)自治体Aより間違っ認定してしまう率は低い。A自治体よりも「認定に慎重な」自治体だと言えるかもしれない。

どちらの自治体も、正しく判断できた数(出塁率は同じで左上と右下のセルの合計)は30であり、同程度の正確性で虐待通報に対応している。

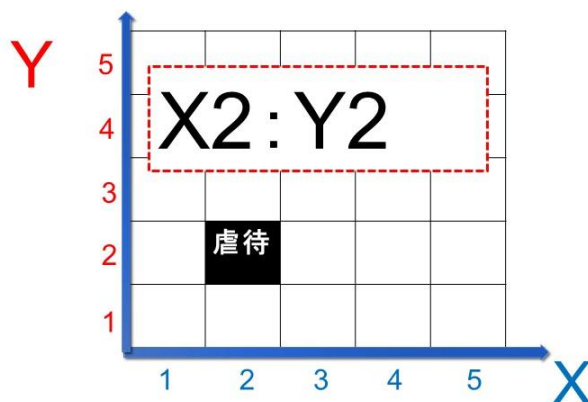
しかし、この2つは自治体の正確性では同程度だとしても、その反応のパターンはちがっている。

こうした、反応パターンの違いから、障害者虐待の通報義務をどう捉えるべきか？

出塁率が同じ自治体なら取り組むスタンスは虐待認定の見逃し三振を増やし「ファールボール」による出塁を狙うより「空振り三振」を恐れずヒットを増やしていく姿勢が権利利益の擁護につながるのではないのでしょうか？

出塁率が同じ自治体ならフォアボールより空振り三振の多い自治体に私は暮らしたいと思う。さてみなさんは？

#### ④ 解決はルービックキューブ型



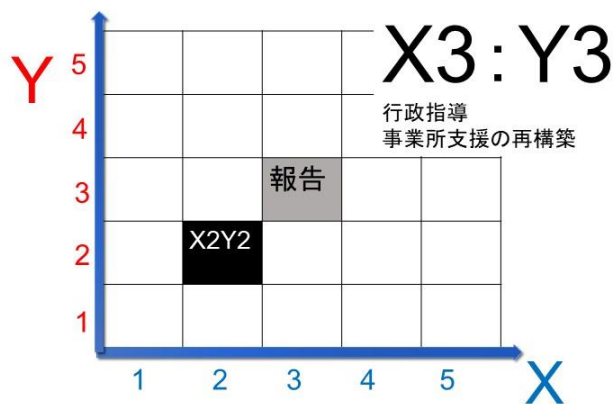
4は行政学からの切り口（インクリメンタリズムから認定後の事業所等への行政指導を見ていきます）

ちなみにインクリメンタルの説明にはプログラミングでアブソリュート指令とインクリメンタル指令の違いで説明する方がわかりやすいので具体事例はプログラミング解説に寄せています。

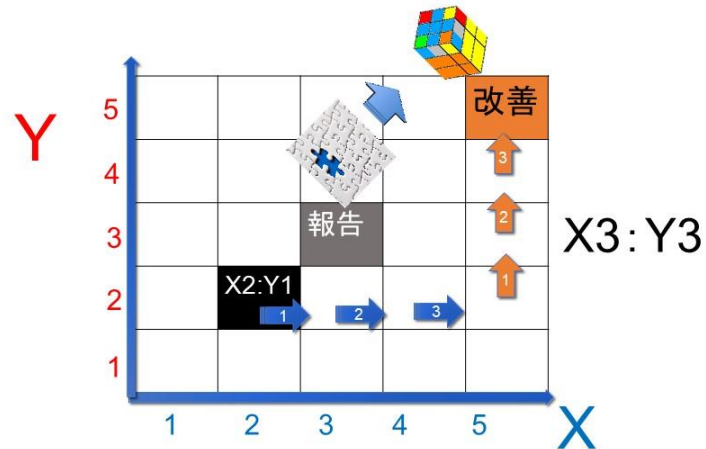
どの分野も私は素人です。おかしい解釈で説明してしまっていることがあるかもしれません。



指導された委員会を設置し書類を揃える？  
(無かったものを用意する)



#### ④ 解決はルービックキューブ型



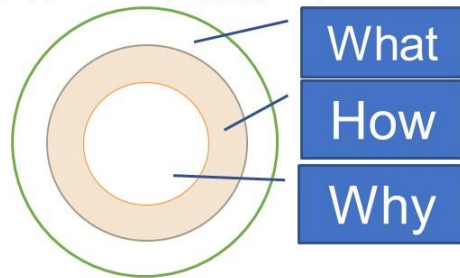
X2 : Y2 は元々インクリメンタルで位置を確認したのかどうかでも全く違う。

合理的意思決定された行政指導のカーボンコピーを進めてきたところは、改善の進め方も同じコピーをしたがるのが考えられます。

## 4 虐待対応の姿勢

- ① 犯人探しより(組織の)ベクトル確認。
- ② 意図していない行動と意図した行為の分類。
- ③ フォアボールより空振り三振。
- ④ 解決はルービックキューブ型。

人は  
「何を」ではなく「なぜ」に動かされる。  
「結果」ではなく、「目的」に動かされる。



終わり

最後に まとめとして

みなさんが地元に戻ってこの研修の中身を伝えるときに大切な姿勢をお伝えして終わりたいと思います。

サイモン シネックが発見したゴールデンサークル

～何を 結果～

私たちのニューモデルです→What

通話時間が長く・機能が充実・家族通話無料・・・→How

いかがですか?→Why

～なぜ 目的～

私たちのすることは世界を変えるという信念です。

違う考え方に価値があると確信しています。→Why

私たちが世界を変える手段は①美しくデザインされ②直感的に使用でき③親しみやすい製品です。→How

こうして素晴らしいIphonが出来上がりました。→What

(この研修に当てはめると)

～何を 結果～

我が国の新しい障害者支援に関する仕組みです→What

支援対象が広く・サービスが充実・負担無料・・・→How

いかがです？→Why

～なぜ 目的～

私たちのすることは障害者の問題を人権問題へと変えるという信念です。

違う考え方に価値があると確信しています。→Why

わたしたちがこの問題を変える手段は①合理的配慮がなされ②**Nothing about us without us !**によって③障害者の権利利益の擁護です。→How

こうしてすばらしい共生社会が出来上がりました。→What

## 当事者の声 (ビデオ)

- ・知的障害保護者当事者の声
  - ・身体障害当事者の声
  - ・精神障害当事者の声
- 

知的障害保護者当事者、身体障害当事者のおかれた虐待の状況や心理、期待を理解する

# 親として虐待 をどう考えるか

全国手をつなぐ育成会連合会

副会長 小島幸子



# 今日、お話すること

---

息子の紹介

---

私の子育てを振り返る

---

虐待防止法で大事な二つの柱

---

お母さんのホンネから養護者支援を考える

---

最後に皆さんにお願いしたいこと

## 愛されている幸せ 息子の紹介


- 息子 29 歳、生活介護の事業所に通ってます
- 障害支援区分は 6（行動関連項目 19 点）
- 最重度の知的障害がある自閉症です
- 常時の見守りが必要です





# 私の子育てをふりかえる・未熟児で生まれる





## 当時を振り返ると

- 「私のせいで早く世の中に出てきてしまった」
- 「小さく産んでごめんなさい」
- 未熟児なので発達がゆっくりだと思っていた。その後、心臓の病気も見つかる
- 健診後の保健師からの電話にも素直に応じられなかった
- 広範性発達障害・言語遅滞の診断がついたのが3歳前、その後自閉症、知的障害と言われる。
- なんで私の子が・・・なんで私ばかり.....

# 初孫で可愛がられて育つ





## 当時を振り返ると

- 息子が3歳の時に「あと何をしたら私は、親として完璧ですか？」とドクターに尋ねた。ドクターの答えは？
- 「親が第三者になることかな？」



## 当時を振り返ると

- 保育園に行っている間、仕事に行って気分転換になった
- いつも先生と一緒に。すいません、すいませんの毎日
- 近所の人、警察、親戚、友達にもお世話になった
- 「どんな風に育つか？」不安でたまらなかった



## 当時を振り返ると

- 著しい偏食。自分の職業を考えると苦しかった
- 「障害があるからと言っていろいろなものが食べれないのはかわいそう」
- 「先生は、障害の子を育ててないからわからないでしょう」

## 「私たちはプロですから」養護学校12年間

先生方の力がなくては  
この大変な子育ては出来な  
かったです

母は9年間PTA会  
長でした。今は放課  
後デイとの連携が大  
事です





## 当時を振り返ると

- 大変なわが子。私も学校に協力したい
- 小学部1年からP T Aに関わる
- 子どもの様子がわかる、楽しい
- 先輩を前にはじめは泣いてばかり
- 小学部1年から手をつなぐ育成会に入る（卒業後の進路が心配だった、行先があるか）



# 大変ながらも楽しい思い出





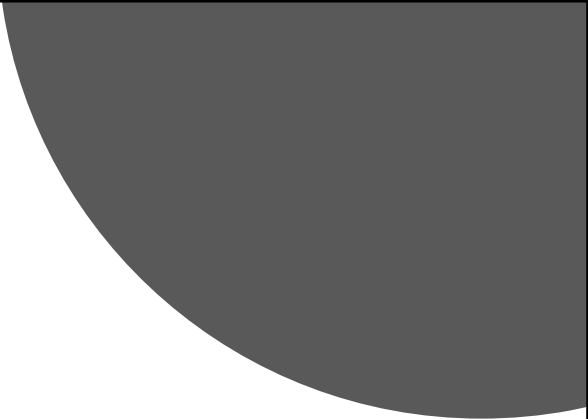
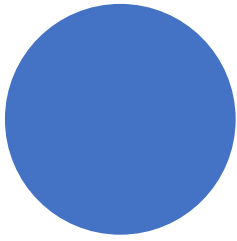
## 当時を振り返ると

- 思春期（小学部高学年の頃から）
- 息子が荒れる
- 主治医「入所施設に申し込みの方がいい。すぐに入れないから」
- 「私の子育てのどこが間違っていたのでしょうか？」と涙、涙
- 母はカウンセリングを受けることに
- 辛いと愚痴が言える育成会の仲間たち

## 生活介護での日中の様子



それなりに楽しい暮らしです (子ども親も)



私が虐待防止法で大事  
だと思っている二つの柱



## 私が障害者 虐待防止法 で大事だと 思うこと 1

---

グレーでも通報・・・この法律は、虐待をした人を懲らしめることより虐待が起きないようにすること、起きてしまったときの対応を迅速かつ適切に対応していくことを求めている

---

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 「事例で読み解く障害者虐待」より

## 私が障害者 虐待防止法 で大事だと 思うこと2

養護者支援・・・行政にして下さいとお願いしたい  
です

一方で「この法律で困る職員のみなさんがいらっ  
しゃったら私たち親は、守って差し上げなければな  
らない」という家族が多いのも事実です

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施  
設のぞみの園 「事例で読み解く障害者虐待」よ  
り

18

瑞宝会の事件の時に私が新聞記者のインタビューで「虐待はどこの施設でもり得ること」とコメントしたら会員から「どこの施設でもあるなんてことはない。会長はおかしい」と言われた

毎日新聞論説委員の野澤和弘さん→いつ虐待の芽が生まれるかもわからない。感性、謙虚さ、風遠しの良い職場は虐待をエスカレートさせない



突然ですが、  
あざの呪縛


- 言葉のない我が子だから心配
- 言葉のない利用者だから心配
- どこでついたか ???
- 詮索は続く……家庭か施設か？



## 大事なことは？

- 施設とのコミュニケーション
- お互いにものを言いやすい雰囲気  
(ウォーキングで転びました。家で滑って転びましたなどの報告が重要)
- 送迎付きでドア・ツー・ドアもいいけれど、毎日、施設に行くことも重要では？ 風通しを良くする





息子と同じ年  
代の職員に救  
われている日々

- 興奮して若い女性職員の髪の毛を引っ張ってしまった私が謝ると「いいえ、私がうまく関われなくてすみません」
- 施設の方がたくさんの眼があります（てんかん発作の時）
- 新卒の職員が1年過ぎた時に「やっと良太さんに職員だと認めてもらった感じがします」
- 「良太さんがあわてている」



お母さんのホンネから養護者支援を考える

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考) 都道府県労働局の 対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,649 件 (4,606 件)	2,374 件 (2,115 件)	691 件 (745 件)	虐待判断 件数	597 件 (581 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,557 件 (1,538 件)	464 件 (401 件)	/	被虐待者数	1,308 人 (972 人)
被虐待者数	1,570 人 (1,554 人)	666 人 (672 人)			

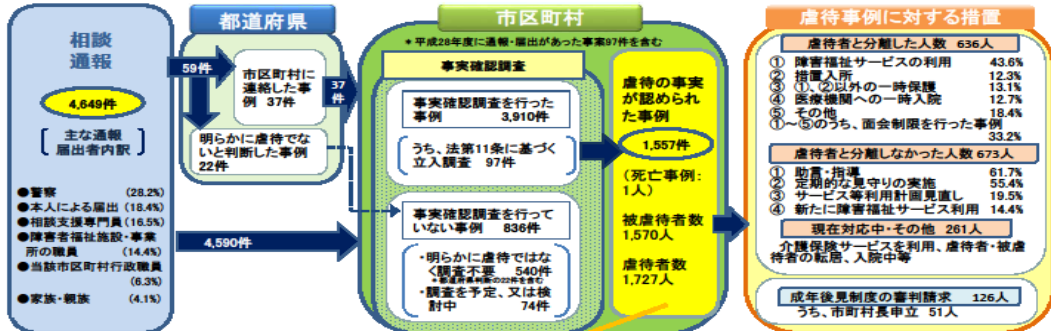
(注1) 上記は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、平成 30 年 8 月 22 日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。

平成29年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>

参考資料3



### 相談通報

4,649件

主な通報届出者内訳

- 警察 (28.2%)
- 本人による届出 (18.4%)
- 相談支援専門員 (16.5%)
- 障害者福祉施設・事業所の職員 (14.4%)
- 当該市区町村行政職員 (6.3%)
- 家族・親族 (4.1%)

### 市区町村

事実確認調査

事実確認調査を行った事例 3,910件

うち、法第11条に基づく立入調査 97件

事実確認調査を行っていない事例 836件

- 明らかに虐待ではなく調査不要 540件
- 調査を予定、又は検討中 74件

虐待の事実が認められた事例 1,557件

(死亡事例: 1人)

被害者数 1,570人

虐待者数 1,727人

### 虐待事例に対する措置

虐待者と分離した人数 636人

- 障害福祉サービスの利用 43.6%
- 措置入所 12.3%
- ①、②以外の一時保護 13.1%
- 医療機関への一時入院 12.7%
- その他 18.4%
- ①～⑤のうち、面会制限を行った事例 33.2%

虐待者と分離しなかった人数 673人

- 助言・指導 61.7%
- 定期的な見守りの実施 55.4%
- サービス等利用計画見直し 19.5%
- 新たに障害福祉サービス利用 14.4%

現在対応中・その他 261人

介護保険サービスを利用、虐待者・被害者の転居、入院中等

成年後見制度の審判請求 126人

うち、市町村長申立 51人

### 虐待者(1,727人)

- 性別: 男性(62.4%)、女性(37.3%)
- 年齢: 60歳以上(36.7%)、50～59歳(24.8%)、40～49歳(19.9%)
- 続柄: 父(24.4%)、母(23.3%)、兄弟(13.3%)、夫(12.9%)

### 虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
61.2%	3.7%	32.9%	16.2%	22.9%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被害者と虐待者の人間関係	47.8%
虐待者が虐待と認識していない	45.4%
被害者の介護度や支援度の高さ	28.7%
虐待者の知識や情報の不足	27.8%
家庭における経済的困難(経済的問題)	21.2%
被害者側のその他の要因	20.8%

### 被害者(1,570人)

- 性別: 男性(35.9%)、女性(64.1%)
- 年齢: 20～29歳(23.2%)、40～49歳(22.5%)、50～59歳(19.2%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.1%	55.0%	34.3%	2.8%	2.3%

- 障害支援区分のある者 (54.8%)
- 行動障害がある者 (28.9%)
- 虐待者と同居 (82.5%)
- 世帯構成: 両親と兄弟姉妹(13.4%)、両親(11.8%)、単身(10.3%)、配偶者(8.5%)、母・兄弟姉妹(8.2%)

キーワードは

養護者による虐待  
が多いこと

非虐待者は、知的  
障害と行動障害の  
ある人が多いこと

25

養護者支援  
を考える

---

東都大学ヒューマンケア学部看護  
学科

---

保健師 看護師 認定心理士

---

野村 政子先生の国研修の資  
料より

## 養護者支援 を考える

常に、養護者にも何らかの支援が必要であると考えて対応する

(介護の知識不足、介護疲れ、家族間の人間関係、養護者の病気や障害等、複雑な要因が絡み合って虐待が生じている)

- ①養護者との間に信頼関係を構築する
- ②家族関係の回復・生活の安定
- ③養護者の介護負担。介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう
- ④養護者への専門的な支援
- ⑤家族の「ヒストリー」を聞く

野村先生のお話  
に救われた

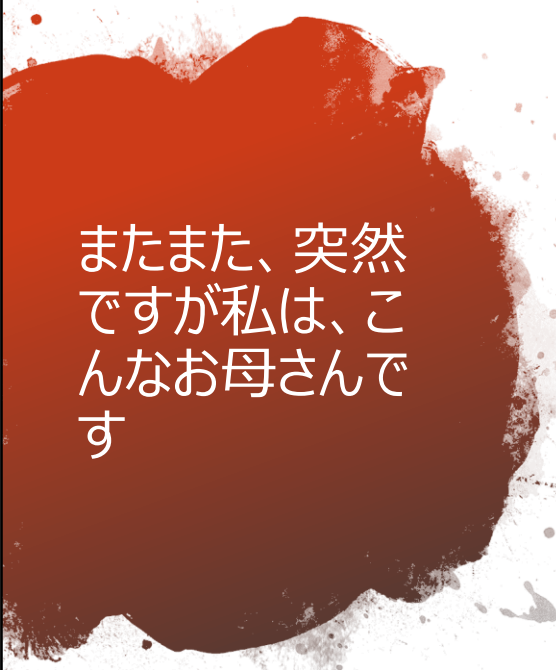
子どものどんな大変なことも平気を装わなくていいのだ

聖母にならなくていいのだ。肝っ玉母ちゃんを演じなくてもいいんだ

ものわがりの良い母でなくていいのだ

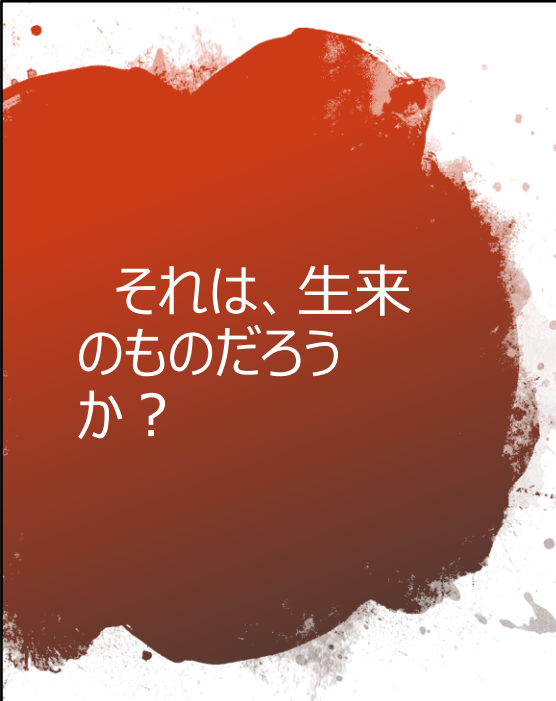
多くの人に支えられながら重度の人たちが家族だけに頼らずに地域で生きていくすべを少しずつ少しずつ耕していきたい



A large, expressive red ink splatter graphic on the left side of the page, with the text overlaid on it.

またまた、突然  
ですが私は、こ  
んなお母さんで  
す

- 多動・多弁
- 興奮しやすい、心配症
- 小さなことが気になり誰も自分のことをわかってくれないと落ち込むことが多い
- 人のせいにしやすい
- 障害受容したつもりでもライフステージに応じてさまざまな悩みが現れてきた
- 「絶対、こうだ」と思い込みが激しい

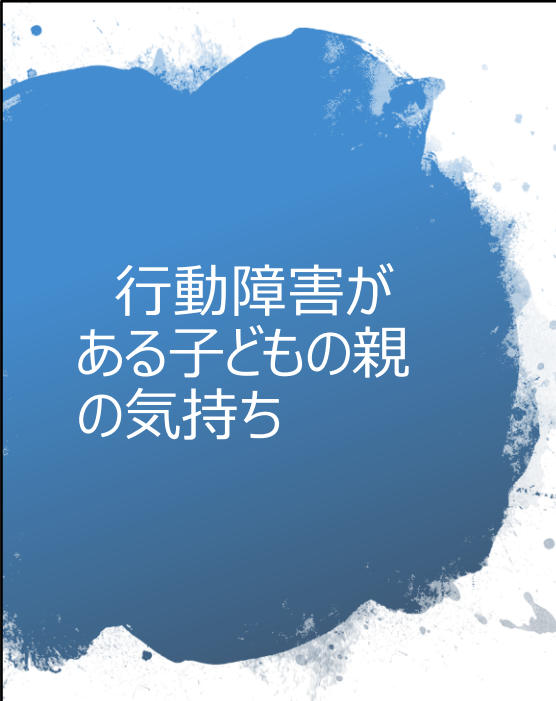


それは、生来  
のものだろう  
か？

- 大変な子どもとの生活で培われたのかもしれない
- しかし、自分を好きでいたい
- 子どもの体調悪いと母のメンタルもガタ落ち
- 救われた言葉

「誰も親にジャッジを出来ない」

その時その時に一生懸命  
やってきた




## 行動障害がある子どもの親の気持ち

- 自分の子どもが、他人を傷つけて普通の精神状態ではられない
- 迷惑かけて申し訳ないと思い、自分を責める
- 私が母親でなければもっとこの子をうまく育てられたのでは？と思う
- どこで子育てを間違ったのだろうか？と自尊心は低くなるばかり
- 家族でなんとか解決しなければ誰のことも頼れないと思ってしまう（SOSを出せない）
- 仲のいい友達にもなかなか本心を言えない
- 他害のある子どもの親は「預かってもらえるだけでありがたい、日課を工夫してなんて言えない」


31

他害のある子どもの親は「預かってもらうだけでありがたい。日課を工夫してほ欲しいなんて言えない」



## 最近聞こえてきた お母さんの 本音 ①

- 興奮してパニックになったのは、うちの子が悪いんじゃない
- 職員の環境調整の力不足だ。いつになったら自閉症がわかるのだ
- いつになったらうちの子にあった支援が出来るのか？おかげでうちの子は二次障害が出ている。どうしてくれるんだ
- うちの子のお付きの職員は移動させないでと頼んだのに退職してやっぱり、不安定になった。どうしてくれるんだ
- こんな状態なのになぜ精神病院に入院できないのか？



最近聞こえてきた  
お母さんの  
本音②

- 「どうして他害行為を止められないのですか」「自分はきちんとしつけている」「職員の指導が悪い」
- 私の手順書通りにしたらこの子は落ち着いて過ごせる
- しつけがなっていと言われると辛い

## なかなか進まない養護者支援を考える

- 家庭に入られるのが好きではない保護者もいます
- 専門職の人手不足の現状も知っています
- しかし、子ども時代から行動面で特別な配慮が必要な障害のある人には、保健師、看護師、保育士などの専門職の家庭訪問が有効ではないでしょうか？
- もちろんモニタリングに来てくれる相談支援専門員も頼りにしています

34

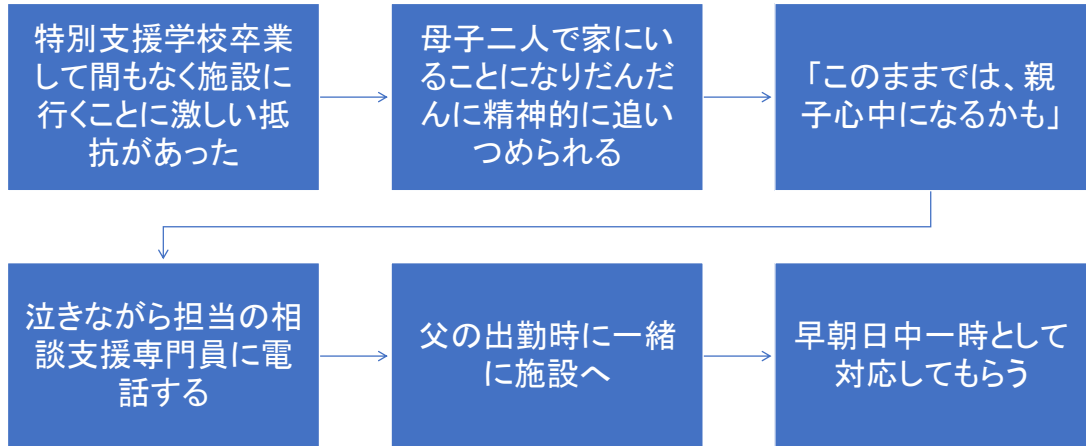
兵庫県三田市(さんだし)の檻の事件、児童養護施設には障害児が多い

なかなか進まない養護者支援を考える  
小島家のケースの紹介

施設の早朝日中  
一時で救われた

訪問診療で救わ  
れた

## ①施設の早朝日中一時で救われた







## ②訪問診療で救われた

37

ドクターは、家族以外の人に慣れるのも大切なことです。

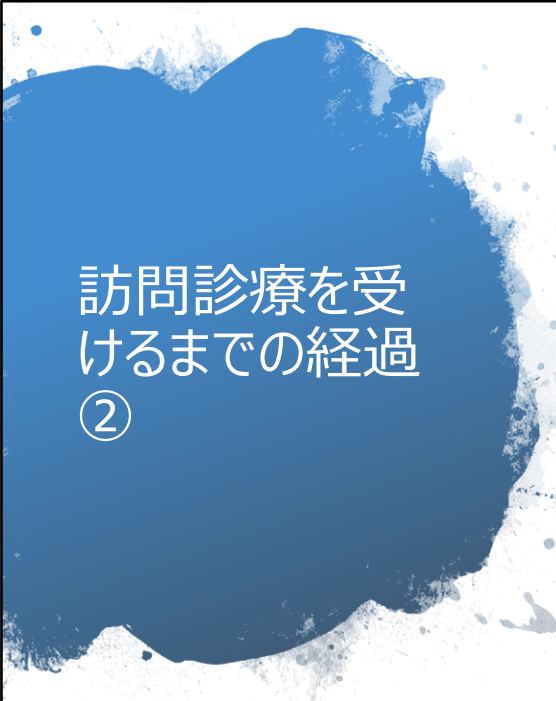
## 訪問診療を受けるまでの経過

①

- 以前より体調悪くても病院に行けないのが悩みだった
- 施設で行われる健康診断も受けてないので不安だった
- 相談支援専門員のモニタリングの時には少し前から往診のことが話題にはなっていた
- 30年5月末から6月にかけて不調が続き、施設を休むことに。相談支援専門員に往診をしてくれるところはないか？相談（泣きながら）
- 往診は普段からその医院にかかっていることが必須
- 調子が戻っても「もうあんな不安な思いはしたくない」と相談支援専門員に往診をしてもらうところを探してもらう

38

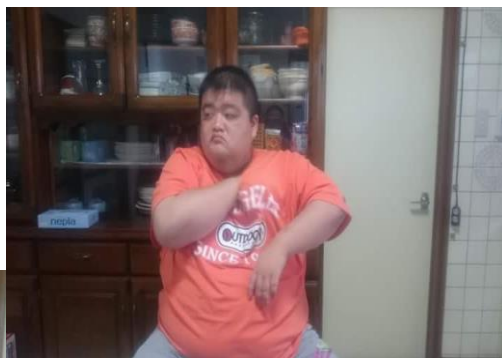
思い出すことは、「病院に行けないので自力で治すしかない」と言っていた自死してしまったお母さん



## 訪問診療を受けるまでの経過 ②

- まず、かかりつけの大学病院（小児科）の主治医に相談
- 病院の地域医療連携室のソーシャルワーカーに繋がる
- ソーシャルワーカーと相談員が繋がり大学病院と市内の内科（血圧の薬を処方）両方から医療情報提供書を出してもらう
- 相談員が市内の診療所に打診。面接の結果受けられることになる（7月から）
- ドクターの訪問が月に2回。ナースの訪問がそれとは別に月2回
- おかげさまで小島家はいつも掃除が行き届いている
- まずは、お互い慣れてもらう。だんだんに。焦らない

聴診器も酸素飽和  
度測定も出来るよう  
になりました




担当の看護師さ  
んも一人から二人  
へだんだんに増え  
ていきます



## 訪問看護計画

- 他者とのコミュニケーションが困難であるため、体調不良を訴えることが出来ない→状態観察（表情、行動、日中の過ごし方、興味を示している物）、母親からのヒアリング。異常が見られた場合は、主治医に近況報告し。処置の検討を依頼する。緊急時対応体制をとる
- 介護者に介護不安が生じる可能性がある。→傾聴し介護相談と介護指導をする。他機関との連携を図り、情報を共有する。状況に応じ、相談支援専門員に福祉サービスの検討を依頼する




## 養護者支援として訪問診療

- 大きなパニックの時に自宅にかけつけてくれることも重要だが定期的に訪問して子どもの様子を見たり養護者のケアをすることが虐待を未然に防ぐのではないのでしょうか？
- 養護者の気持ちの安定がとっても大事だと思っています
- 他の会員にも拡がりました（引きこもりの障害者）

42

内科的な心配で始めましたが、その後20年ぶりにてんかんの大発作が起きてしまう。  
人生、何が起きるかわからない



## 最後に皆さんにお願いしたいこと

- ちょっと待って下さい！！
- あなたの利用者に対するその支援は、誰に見られても適切ですか？
- 困った人は困っている人。今一度その人の障害特性をみんなで考えてみましょう
- 冷静になれないと思ったら周囲にSOSを出しましょう(新人だけでなくベテランでもです)
- 「虐待ゼロ」をめざすと隠蔽の恐れがあるかも？
- グレイでも通報

ご清聴ありがとうございました。





## 当事者の声 (ビデオ)

### 知的障害保護者の声から 一小島幸子 (5分)

皆さんこんにちは。研修お疲れ様です。

私には 29 歳で最重度の知的障害があつて、自閉症の息子がおります。障害支援区分は 6 で、行動関連項目は 19 点です。最近は、てんかん発作も起こすようになりまして、誰かが見ていなければならないようなそんな障害の状態の息子です。私も息子が小さい頃は、息子が成人したならば、息子の障害も受け入れられて心穏やかに暮らせるのじゃないかなあと期待しておりましたが、そうはうまくいかなかって後から後から息子の課題が出てきまして、私はなかなかざわざわした思いから抜け出せないそんな毎日です。

今日は、皆さんには 3 つのことをお話しさせていただきます。

1 つ目はアザの呪縛についてです。例えば私が息子の体にアザを見つけたとします。私の息子には言葉がありません。そんな時私は、あの職員いつもニコニコしていて感じがいいのに、息子にたいしてイライラが募っちゃって息子と 2 人の時にぎゅっとなつねたりしてるんじゃないかしら、というふうに職員に対して疑心暗鬼になります。一方職員が息子の体にアザを発見した時は、あのお母さん育成会生で色々と活動しているけれどもストレスが溜まって息子さんを蹴飛ばしたとかそんなことをしてるんじゃないかしら、と私に疑いの目を持ちます。

こうやって決して口には出せない呪縛を解決していくには皆さんどうしたらいいと思いますか。私は施設の風通しを良くすることが 1 番大事ではないかなと思います。施設に行ったり、電話や連絡帳でもいいです。お互いの思っていることを伝え合うことが大切ではないかなーと思っています。息子の施設の連絡帳は複数以上の人は書いてくれます。その日に気づいたことをその人それぞれに書いてくれているようです。

2 つ目です。それは皆さんの日ごろの支援のことです。ちょっと待って、その支援って誰かに見られてもいい支援ですか、ということを問いかけたいです。利用者に対して怒りがこみ上げてきて感情的になって冷静になれないっていうふうにした時は例えベテランであっても周囲に SOS を出してもらいたいと思っています。それが虐待の予防につながると思います。経験年数だけではないと思うんですね。ぜひそのようにしてもらえたらと思います。

3 つ目です虐待は隠さないでください。グレーでも通報してください。皆さんの施設には、障害福祉障害福祉を志した若い職人職員がたくさんいると思います。その職員が皆さんの虐待の隠蔽を目にしたならばとてもがっかりすると思います。この法人に未来は無いのではないかと思ったりすると思います。ぜひともグレーでも通報をお願いしたいと思います。

最後になりますが、皆さんご承知の通り、障害者虐待で 1 番多いのは知的障害で行動障害があるタイプの人たち、この人たちが 1 番虐待を受けやすいというふうに聞いて

おります。そうなんです、私の息子のようなタイプなんです。いろんなことに過敏になっていて、なかなか自分の気持ちを表現することができません。家族も本当に苦勞して子供を育ててきています。皆さんの施設がなければ家庭崩壊になるお家もたくさんあります。ですから私たち親は、いつも皆さんに感謝をしています。最近では息子より歳の若い職員が息子の支援をするようになってきました。私は息子がパニックになったりとか、息子が怒っているとかついついマイナスな表現をしがちですが、ある若い職員は、息子さんが慌てていると言う表現をしてくれました。私はそれを聞いたときに息子は人として尊重されているんだなあと思って嬉しく感じました。

これからも私たちの子供たちをよろしく願いいたします。

ご静聴有り難うございました。

## II 障害者虐待防止法の概要

---

関哉直人  
五百蔵洋一法律事務所

## 獲得目標

- 法の概要と虐待の内容、虐待防止の観点を理解する。

## 内容

- 1 法の成立
- 2 法の意義
- 3 法の概要
- 4 虐待防止の観点から～虐待の要因と小さな出来事

## 障害者虐待防止法(以下「法」)の成立

- 児童・高齢者に続く、障害特性を踏まえた虐待防止法
- 2011年6月17日成立
- 2012年10月1日施行

## 法の意義

- 虐待「防止」のための法律
- 「家庭」「施設」「職場」での虐待に通報義務
- 養護者支援
- 「学校」「保育所等」「医療機関」での虐待防止措置

## 法の目的（趣旨）

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重大であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。



## 「障害者」の定義

- 「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」
- 障害者手帳を取得していない場合も含まれる
- 18歳未満の者も含まれる（養護者虐待の通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用）

## 「障害者虐待」の定義

- 家庭=養護者による障害者虐待
- 施設=障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- 職場=使用者による障害者虐待

## 障害者虐待の種類

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ ネグレクト(放棄・放置)
- ⑤ 経済的虐待

## 障害者施設従事者等による虐待

- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を怠ること
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

## 身体拘束の例

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける
- ② 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
- ③ 行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる
- ④ 支援者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

## 身体拘束は原則許されない

「正当な理由」

- ① 切迫性
- ② 非代替性
- ③ 一時性

のすべての要件をみたす場合

→ 原則は違法であるという認識が重要

## 心理的虐待の例

- ① 威嚇的な発言、態度
- ② 侮辱的な発言、態度
- ③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度
- ④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為
- ⑤ 交換条件の提示
- ⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為

## ネグレクトの例

- ① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為
- ③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為
- ④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置



## 早期発見義務

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

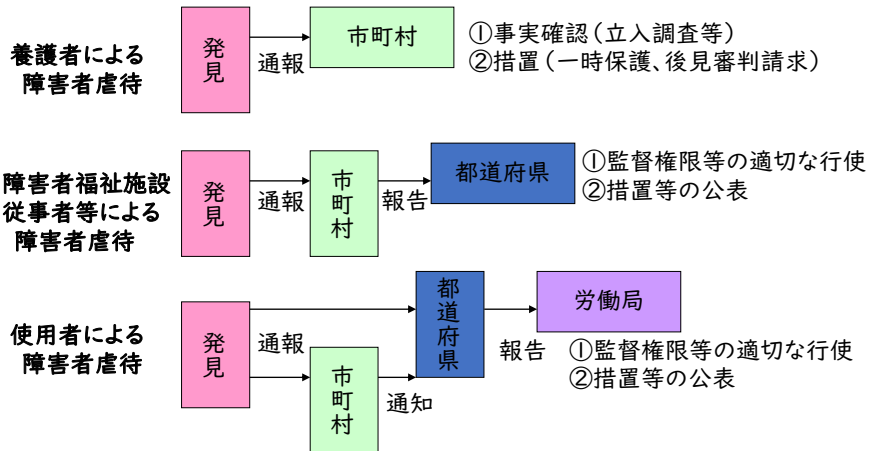
## 通報義務

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

※ 障害者福祉施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

# 通報の窓口と流れ

窓口は「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」



## 学校等における虐待防止

学校の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

## 虐待行為に対する刑事罰

- ① 身体的虐待：殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
  - ② 性的虐待：強制わいせつ罪、強制性交等罪、準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
  - ③ 心理的虐待：脅迫罪、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪
  - ④ ネグレクト：保護責任者遺棄罪
  - ⑤ 経済的虐待：窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪
- ※ ただし、親族相盗例に注意。

必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められる。

日頃からの警察との連携も重要。

## 施設における虐待の共通の構図

- ① 虐待は密室の環境下で行われる<環境>
- ② 障害者の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしていく<意識>
- ③ 職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい<専門性>

(障害保健福祉部長通知(平成17年10月20日)  
「障害者(児)施設における虐待の防止について」)

## 小さな出来事がエスカレートする理由

- ・「言っても無駄」「言ったら不利益になる」という意識
- ・意思表示が困難な特性
- ・現場の自由度が高い
- エスカレートを止める外的要因が少ない
- まずは個々の認識・意識が非常に重要

「小さな出来事」とはなにか

薄いグレー

濃いグレー



## 常にここに戻る

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重大であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 尊厳とは何か

憲法13条(個人の尊厳)

- ・ すべての人は、**個人として尊重**される
- ・ **幸福追求権**

⇒ 一人の人として「尊重」しているか

⇒ 本人の幸福追求の支援をしているか

## 小さな出来事①

Aさんは部屋から食事の場所に行こうとしないので、少し強引に部屋から移動しました。周りから見たら、引きずっているように見えたかもしれません。

周りから見たらは、自分基準にならないために大事

## 小さな出来事②

Bさんがなかなかイスに座ろうとしないので、両肩を上から押さえつけるように座らせました。その後も立ち上がろうとする度に座らせるようにしました。

言うことを聞かせたい、思い通り動いて欲しいという思いが支援に直結していないか

### 小さな出来事③

Cさんは、いつも夕食時間を過ぎているのにゆっくり食べています。つい「もう時間ですよ。いらぬなら下げますよ」と言ってしまうたり、食事介助のスピードを上げてしまいます。

時間に厳しすぎる環境は虐待が起きやすい

## 小さな出来事④

Dさんは外出時に他人の家のインターホンをならそうと  
するので、そのたびに職員が後ろから抱きかかえるよう  
に抑えます。

小さな出来事を考える目的は、支援の見直し

## 小さな出来事⑤

Eさんはなかなか水分を取られません。水分摂取のため、積極的に水を飲ませています。

一方、Iさんは水を飲み過ぎます。水道のところに行ったら飲まないように阻止しています。

「安全」「健康」と本人の利益のバランスは取れているか

## 小さな出来事⑥

Fさんは最近作業にあまり積極的に取り組んでくれません。

「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと言って作業を促しています。

上から目線になっていないか



## 小さな出来事⑦

GさんはGHで生活していますが、最近近所の飲食店で仲の良くなった人から、5万円を貸して欲しいと言われ、どうしても貸してあげたい、と言っています。周りの人間としては止めたいので、「返ってこなかったらどうするの」などと言って誘導しています。

13条幸福追求の支援という観点からはどのように考えるか

## 小さな出来事⑧

Hさんは車椅子を使用していますが、手にも障害があるため、施設での食事のときはいつも支援者が後ろ側からエプロンをしています。先日外食に行ったとき、いつものようにエプロンをしようとしたところ、怒って机の上の食事をひっくり返してしまいました。

ここからは「尊重」をイメージする

## 小さな出来事⑨

Iさん(男性・40歳)は、家族からも他の職員からも「ゆうちゃん」と呼ばれています。

一方、上司からは「ちゃん付けはだめ。さん付けで呼んでください」と言われています。

さん付けをすることではなく、その意味を考えられているかが重要

## 小さな出来事⑩

Jさんはトイレでの支援が必要な方です。

Jさんがトイレに行ったときには、情報共有のため、「Jさんトイレに行ったよ～」と大きな声で話したり、離れた職員同士で「今、Jさんどこ?」「トイレだよ」というやり取りがされています。

## 小さな出来事の共有

- ・小さな出来事は権利擁護の意識
- ・個々の意識レベルをある程度合わせてから
- ・小さな現場で共有する
- ・「共有」の目的は、現場の支援をよりよいものにする  
こと

## 意識を共有しにくい・しやすい職場

- ・余裕がない
  - ・支援がむずかしいということが言い訳になっている
  - ・職場全体で「だめ」という雰囲気がない
  - ・相談できる人がいない
- 意識を共有しやすい職場
- ・相談できる職場
  - ・指摘し合える職場
  - ・評価し合える職場
  - ・支え合える職場
  - ・上司が個々の考え方や価値観を受け止めてくれる職場

## まとめ

- ・虐待の要因は「意識」「環境」「専門性」
- ・小さな出来事は「意識」の問題
- ・小さな出来事を共有し、見直しを続けていく取組みは「環境」の改善・「専門性」の向上につながる